

入 札 説 明 書

件 名

仙台市役所本庁舎大型ビジョン ほか

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和7年3月14日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長

3 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 仙台市役所本庁舎大型ビジョン ほか 一式
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和10年3月17日

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。
また、当該資格において営業種目を「視聴覚機器」又は「情報処理用機器」で登録している者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。
- (8) 平成30年4月1日以降に、元請として、屋外タイプのLEDビジョンの納入かつ設置を含めた契約を受注した実績を有すること。なお、サイズ、画素ピッチ及び官民による実績指定はしない（企業連合等での実績は認めない）。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、

次に従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4 (1)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4 (1)以外の事項を満たしているときは、開札の時に4 (1)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時に4 (1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：① 一般競争入札参加申請書

（添付書類）

② 業務実績調書（別紙様式1）

・当該実績の契約書（仕様書を含む）の写しを添付すること。添付書類から履行内容が確認出来ない場合は、追加資料の提出を求めることがあるので注意すること。

③ 同等品申請書兼承認書（別紙様式2）

・仕様書 6. 機器仕様のうち「(1) 大型ビジョン(3階用)(二次部材含む)」及び「(10) 大型ビジョン(1階用)(二次部材含む)」について参考同等品以外で入札参加を希望する場合のみ提出すること。
・事前に財政局本庁舎整備室に申請し、承認を受けたものを提出すること。
なお、財政局本庁舎整備室への申請の際は詳細仕様が分かる資料を添付すること。

イ 提出期間：令和7年3月14日から令和7年4月7日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和7年4月7日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は令和7年4月14日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。

(3) 上記(2)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。入札参加者又はその代理人として入札室に入室した者が入札室内で辞退届を提出した場合は、即時に入札室を退室すること。また、当該入札の辞退を表明している入札書を投函した場合（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）は、無効の入札書を投函したものとみなす。

6 令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者の手続き

(1) 本入札の参加希望者で、令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4

(1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：令和7年3月14日から令和7年3月25日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和7年3月25日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

(3) 4(1)に掲げる令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者で、4(1)に掲げる営業種目の登録をしていない者は、営業種目の追加を行うことができる。営業種目の追加を行う者は、5(1)に掲げる入札参加申請書等の提出に併せて、「入札参加資格登録事項変更届(様式第10号)」を提出すること(「変更事項」欄に「種目の追加」と記入し、「変更後」欄に追加する営業種目名を記入すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要とする業種の場合は許可(登録)証明書の写しを添付すること)。なお、当該変更届の様式を掲載しているホームページのアドレスは次のとおり。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/henko.html>

7 仕様書に対する質問

(1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問(見積に必要な事項に限る。)がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出書類：質疑応答書(別添様式。質問事項を記載すること。)

イ 提出期間：5(1)イに同じ。

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：5(1)エに同じ。

(2) (1)の全ての質問に対する回答は、令和7年4月14日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時：令和7年4月25日 13時30分

ただし、郵便による入札の受領期限は令和7年4月24日とする。

(2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課入札室

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること(住所は上記に同じ)。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること(電話番号022-214-8124)。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報，電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は，仕様書，図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上，入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は，本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には，入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(18)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は，入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本市から交付を受けたもので，写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（マイナンバーカード，自動車運転免許証，会社発行の写真付き身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において，次の各号の一に該当する者は，当該入札室から退去させるものとする。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ，又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し，又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は，別添様式による入札書を作成し，提出すること。なお，入札書には，次の事項を記載すること。
 - ア 件名（**仙台市役所本庁舎大型ビジョン** ほか）
 - イ 入札金額（**総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き）**）
 - ウ 日付（持参の場合は入札日を，郵送の場合は発送日を記入すること。）
 - エ 宛て先（「**仙台市長**」と記入すること。）
 - オ 入札参加者本人の氏名（法人にあつては，その名称又は商号）
 - カ 入札者氏名及び押印。ただし，押印を省略する場合は，本件責任者及び担当者の部署名，氏名及び連絡先を記入すること。
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては，入札書を封筒に入れ，かつ，その封皮に入札参加者の氏名（法人にあつては，その名称又は商号），件名及び入札日を表記し，8(1)に示した日時に，8(2)に示した場所において提出しなければならない。

郵便による入札の場合においては，二重封筒とし，表封筒に入札書在中の旨を朱書きし，入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ，8(1)に示した受領期限までに，8(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）

しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。

- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (15) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (17) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載のない又は判然としない入札書

- (6) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (7) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額を訂正した入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 入札が真正なものであることが確認できない入札書
- (13) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (14) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (15) 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札書

12-1 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札者と決定する。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入室していた代理人を含む）にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又は入札室でくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を入室させ、これらの者に代わってくじを引かせて落札者を決定する。くじ引きの辞退は、これを認めない。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (4) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

12-2 議会の議決に付すべき契約

本件調達契約は、仙台市財産条例（昭和39年仙台市条例第9号）第2条に規定する議会の議決に付さなければならない財産の取得に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、議会の議決が得られた後に本契約として成立する。議会の議決が得られなかった場合、受注者は損害賠償の請求はしないものとする。尚、本案件については、令和7年6月開会予定の令和7年第2回定例会への議案提出を想定している。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行わない。この取扱いにより、落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日（その期間中に仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて本市が別に定めた期日までとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17 支払いの条件

別添契約書案による。

18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書
- 業務実績調書（別紙様式1）
 - ・当該実績の契約書（仕様書を含む）の写しを添付すること。添付書類から履行内容が確認出来ない場合は、追加資料の提出を求められることがあるので注意すること。
- 同等品申請書兼承認書（別紙様式2）
 - ・仕様書 6. 機器仕様のうち「(1) 大型ビジョン(3階用)(二次部材含む)」及び「(10) 大型ビジョン(1階用)(二次部材含む)」について参考同等品以外で入札参加を希望する場合のみ提出すること。
 - ・事前に財政局本庁舎整備室に申請し、承認を受けたものを提出すること。なお、財政局本庁舎整備室への申請の際は詳細仕様が分かる資料を添付すること。

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの
(マイナンバーカード、自動車運転免許証、会社発行の写真付き身分証明書等。ただし、原本に限る。写真付き名刺、健康保険証は不可。)
- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛て先) 仙 台 市 長

申請人住所

商号又は名称

氏 名

印※

電 話 番 号

物品等又は特定

役務の名称 (件名)

上記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、本申請書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

(注) 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請してください。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名 (任意) _____ 氏名 _____ 電話 _____

本件担当者 部署名 (任意) _____ 氏名 _____ 電話 _____

Email : _____

業務実績調書

(仙台市役所本庁舎大型ビジョン ほか)

あて先 仙台市長

住 所

名称又は商号

代表者名

下記の業務実績について事実と相違ないことを誓約し、提出します。

(平成30年4月1日以降に、元請として、屋外タイプのLEDビジョンの納入かつ設置を含めた契約を受注した実績を有すること。)

業 務 名	
発 注 者 名	
契 約 金 額	円
履 行 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
特 記 事 項	

(本調書提出にあたっての注意事項)

- ・サイズ、画素ピッチ及び官民による実績指定はしない(企業連合等での実績は認めない)。
- ・入札参加資格を満たしていることを確認できる書類(契約書・仕様書の写し等)を添付すること。なお、添付書類により確認しがたい場合は、追加資料の提出等を求める場合がある。

同等品申請書兼承認書

《仙台市役所本庁舎大型ビジョン ほか》

No.	品名	メーカー	規格（品番）	数量	備考

上記のとおり同等品を申請いたします。
※詳細仕様が分かる資料を添付すること。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

上記の申請品を同等品として承認いたします。

令和 年 月 日

仙台市財政局理財部本庁舎整備室長

印

入札書

件名

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

_____年 月 日

(宛て先)

_____様

会社（商店）名

入札者氏名

印※

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） _____ 氏名 _____ 電話 _____

本件担当者 部署名（任意） _____ 氏名 _____ 電話 _____

記載例（本人の場合）

競争入札参加資格者名簿に登録されている代表者（受任者の登録がある場合は受任者）名で入札を行う場合。

入 札 書

件名

〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和〇年〇月〇日

（宛て先）

仙台市長

印は、競争入札参加資格名簿登録時に提出した「使用印鑑届」による届出印を使用します。
※押印は省略できます。その場合、下部の責任者及び担当者欄を記入します。

支店長が入札を行う場合は、支店名も記載します。

会社（商店）名

〇〇〇〇株式会社

支店長が入札を行う場合は、「支店長 〇〇〇〇」と記載します。

入札者氏名

代表取締役 〇〇〇〇

印※

（注）委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏名 電話

本件担当者 部署名（任意） 氏名 電話

委任状

年 月 日

様

住所

委任者

氏名

印※1

私は、
を代理人と定め、
年 月 日
仙台市において行う下記件名の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。※2

使用印鑑



※1 押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名 (任意) 氏名 電話

本件担当者 部署名 (任意) 氏名 電話

※2 入札書への押印を省略する場合は、使用印鑑の届出は不要です。

委任状

令和〇年 〇月 〇日

仙台市長 様

住所 仙台市〇〇区△△■丁目■-■
委任者 〇〇〇〇株式会社
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印※1

私は、〇〇 〇〇 を代理人と定め、令和〇年 〇月 〇日
仙台市において行う下記件名の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

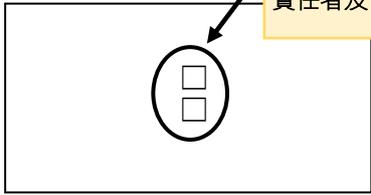
競争入札参加資格者名簿に登録されている代表者（受任者の登録がある場合は受任者）名で作成し、登録時に提出した「使用印鑑届」による届出印を使用します。
※押印は省略できます。その場合、下部の責任者及び担当者欄を記入します。

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。※2

印は、この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印します。
※押印は省略できます。その場合、下部の責任者及び担当者欄を記入します。

使用印鑑



※1 押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏名 電話

本件担当者 部署名（任意） 氏名 電話

※2 入札書への押印を省略する場合は、使用印鑑の届出は不要です。

売 買 契 約 書

1 物件の名称

2 規格・数量 別記内訳書記載のとおり

3 契 約 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち消費税及び地方消費税額

千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---

4 契約保証金 免 除

5 納 入 場 所

6 納 入 期 限 年 月 日

上記の物件について、仙台市を発注者、消費税及び地方消費税に係る
〔課〕税業者.....を受注者とし、
〔免〕

次の条項によって物件の売買に関する契約を締結する。

仮契約年月日

年 月 日

発注者 住 所

氏 名

㊦

受注者 住 所

氏 名

㊦

(総則)

- 第1条** 受注者は、発注者に対して頭書の物件を内訳書、仕様書及び図面に基づき、頭書の契約金額をもって、頭書の納入期限内に納入しなければならない。
- 2 受注者は、発注者から特に指示を受けたときは、頭書の納入期限内において当該物件を分納することができる。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 9 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 10 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 11 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(定義)

- 第1条の2** この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(納入の通知)

- 第2条** 受注者は、物件を納入したときは、直ちに納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。第1条第2項の規定により分納する場合も同様とする。

(検査)

- 第3条** 発注者は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求めて物件の検査を行うものとする。
- 2 受注者は、前項の検査に立会わないときは、その検査の結果につき、立会わないことによる異議を申し立てることはできない。
- 3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は直ちに取り替え又は補修等を行い、納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び再検査等については、前条及び前2項の規定を適用する。

(物件の引渡)

- 第4条** 受注者は、納入物件が発注者の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。

(一般的損害)

- 第5条** 物件の引渡し前に、納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については、この限りでない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

- 第6条** 受注者は、天災地変その他その責めに帰することができない事由により、納入期限内に納入することができないときは、納入期限内に発注者に対して、その事由を付して納入期限の延長を求めることがで

きる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(契約代金の支払い等)

第7条 受注者は、頭書の物件のすべてについて第4条の規定による引渡しがあったのち、所定の手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

(契約変更及び中止等)

第8条 発注者は、必要があるときは契約の内容を変更し、又は物件の納入を一時中止し、若しくはこれを打切ることができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物件の修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議のうえ、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第10条 発注者は、物件が納入されるまでの間は、次条又は第12条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第5条第2項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 納入期限内に物件を納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に物件を納入する見込みがないと認められるとき。

二 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第23条の規定に違反してこの契約によって生ずる債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の物件を納入させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の物件の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、既納入部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 受注者がこの契約に関し次のいずれかに該当するとき。
 - イ 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - ロ 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
 - ハ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。
- 七 第15条又は第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 八 暴力団（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 九 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その代表者又は構成員。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 受注者の代表役員等（要綱別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - ロ 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この号において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - ハ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - ニ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - ホ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - ヘ イからホに掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
 - ト イからヘに掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
 - チ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 13 条 第 11 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（暴力団等排除に係る報告義務）

第 14 条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。以下この条において同じ。）から不当介入（要綱第 2 条第 6 号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第 7 条第 2 項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（受注者の催告による解除権）

第 15 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 16 条 受注者は、第 8 条の規定による契約内容の変更により契約金額が 3 分の 2 以上減少するとき、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 17 条 第 15 条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 18 条 第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条又は第 16 条の規定によりこの契約が解除された場合における既納部分の取扱については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（損害賠償の予定）

第 19 条 受注者は、第 12 条第 6 号のいずれかに該当するときは、物件の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条同号イに該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（発注者の損害賠償請求等）

第 20 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 納入期限内に物件を納入することができないとき。

二 この物件に契約不適合があるとき。

三 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第 11 条又は第 12 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 物件の納入前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注

者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号において、納入期限後に納入の見込のあるときは、発注者は、第1項の損害賠償に代えて、受注者に対して期限を定めてその履行を催告するとともに、違約金を請求することができる。
- 6 前項の違約金は、契約金額（発注者が第1条第2項の規定により引渡しを受けたものがあるときは、当該部分に相当する代価を差引いた額）につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第21条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第7条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

- 第22条** 発注者は、納入された物件に関し、第4条の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 7 引き渡された物件の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 23 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約外の事項)

第 24 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(補足)

第 25 条 この契約は仮契約とし、議会の議決が得られたとき本契約として成立する。

2 議会の議決が得られなかった場合、受注者は損害賠償の請求はしないものとする。

発注者及び受注者は、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

可決（発効）年月日 令和 年 月 日

仕 様 書

件 名 仙台市役所本庁舎大型ビジョン ほか

発注課 仙台市財政局理財部本庁舎整備室

1. 納入場所

仙台市役所本庁舎※敷地内(仙台市青葉区国分町三丁目7番1号)

※現に施工中の仙台市役所本庁舎整備第1期工事により建替後の本庁舎を指す

2. 品目、数量及び納入場所

項番	品目	数量	単位	納入場所
1.	大型ビジョン(3階用)(二次部材含む)	1	式	3階南側外壁
2.	自動輝度調整センサー(3階用)	1	台	3階南側外壁
3.	電源制御盤(3階用)	1	面	3階南側リアメンテナンススペース内
4.	光変換器収納盤(3階用)	1	面	3階南側リアメンテナンススペース内
5.	映像信号用光変換器(E/O)(3階用)	1	台	3階南側リアメンテナンススペース内
6.	制御信号用光変換器(E/O)(3階用)	1	台	3階南側リアメンテナンススペース内
7.	PoEハブ(3階用)	1	台	3階南側リアメンテナンススペース内
8.	光成端箱(3階用)	1	台	3階南側リアメンテナンススペース内
9.	電源制御ユニット(3階用)	1	台	3階南側リアメンテナンススペース内
10.	大型ビジョン(1階用)(二次部材含む)	1	式	1階大屋根下広場西側外壁
11.	自動輝度調整センサー(1階用)	1	台	1階大屋根下広場西側外壁
12.	スピーカ(1階用)	4	台	1階大屋根下広場西側外壁
13.	サブウーファー(1階用)	2	台	1階大屋根下広場西側外壁
14.	外部機器接続盤(1階用)	1	台	1階大屋根下広場西側外壁
15.	HDMI送信器(1階用)	1	台	1階大屋根下広場西側外壁
16.	電源制御盤(1階用)	1	面	1階大屋根下広場西側EPS内
17.	光変換器収納架(1階用)	1	面	1階大屋根下広場西側EPS内
18.	映像信号用光変換器(E/O)(1階用)	1	台	1階大屋根下広場西側EPS内

19.	制御信号用光変換器(E/O)(1階用)	1	台	1階大屋根下広場西側 EPS内
20.	HDMI/光送信器(E/O)(1階用)	1	台	1階大屋根下広場西側 EPS内
21.	HDMI受信器(1階用)	1	台	1階大屋根下広場西側 EPS内
22.	PoEハブ(1階用)	1	台	1階大屋根下広場西側 EPS内
23.	光成端箱(1階用)	1	台	1階大屋根下広場西側 EPS内
24.	パワーアンプ(1階用)	1	台	1階大屋根下広場西側 EPS内
25.	出力制御部(1階用)	1	台	1階大屋根下広場西側 EPS内
26.	電源制御ユニット(1階用)	1	台	1階大屋根下広場西側 EPS内
27.	送出機器制御架	2	架	3階南側サーバ室内
28.	STB	7	台	3階南側サーバ室内
29.	STB(地デジチューナー付)	2	台	3階南側サーバ室内
30.	マトリクススイッチャ	1	台	3階南側サーバ室内
31.	スキャンコンバータ	2	台	3階南側サーバ室内
32.	スクリーンコントローラ	2	台	3階南側サーバ室内
33.	確認モニタ	2	台	3階南側サーバ室内
34.	プロトコルコンバータ	1	台	3階南側サーバ室内
35.	映像信号用光変換器(E/O)	1	台	3階南側サーバ室内
36.	制御信号用光変換器(E/O)(1階用)	1	台	3階南側サーバ室内
37.	制御信号用光変換器(E/O)(3階用)	1	台	3階南側サーバ室内
38.	HDMI/光受信器(E/O)(1階用)	1	台	3階南側サーバ室内
39.	コネクタボックス	2	台	3階南側サーバ室内
40.	アラーム通知装置	1	台	3階南側サーバ室内
41.	LTEルータ	1	台	3階南側サーバ室内
42.	制御機器	1	台	3階南側サーバ室内
43.	オーディオミキサ	1	台	3階南側サーバ室内
44.	モニタースピーカ	1	台	3階南側サーバ室内
45.	電源制御ユニット	1	台	3階南側サーバ室内
46.	UPS(無停電電源装置)	1	台	3階南側サーバ室内
47.	タッチパネル	1	台	3階南側サーバ室内
48.	HUB(スイッチングハブ)	1	台	3階南側サーバ室内
49.	光成端箱	1	台	3階南側サーバ室内
50.	STB(屋内・屋外ディスプレイ用)	34	台	「資料2_関係図面」参照
51.	HUB(屋内・屋外ディスプレイ用スイッチングハブ)	15	台	「資料2_関係図面」参照

※各機器は、最新の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」に準拠すること。

3. 納入期限

令和 10 年 3 月 17 日

※5.(15)の関係業者と機器の搬入、設置、調整、テスト等の時期及び方法に関する調整を図ること。なお、関係業者のうち、仙台市役所本庁舎整備第 1 期工事業者については、令和 7 年 8 月 8 日までに協議を整えること。業者間で打ち合わせを行った内容は、発注課の求めに応じて、打ち合せ記録簿として発注課に提出すること。

4. 提出書類

- (1) 運用管理マニュアル(フロー図等で安易にわかる操作方法、障害対応含む)
- (2) 機器動作結果報告書(性能を発揮していることを数値や写真等で確認できる資料)
- (3) 組立・品質管理試験・出荷検査に関する報告書

※その他、本市が必要とする書類について、その都度提出すること。

5. 留意事項

- (1) 「6.機器仕様」の条件を満たすこと。原則として、参考同等品の記載がある機器は、その機器と同等以上の性能を有するものを納入すること。なお、「(1) 大型ビジョン(3 階用)(二次部材含む)」及び「(10) 大型ビジョン(1 階用)(二次部材含む)」について参考同等品以外で入札参加を希望する場合には、別紙「同等品申請書兼承認書」により発注課から同等品の承認を得た後に、契約担当課に申請書を提出すること。
- (2) 別紙「資料 1_参考系統図」及び「資料 2_関係図面」を参照の上、機器構成を構築すること。
- (3) 必要となる機器の初期設定を行い、正常動作を確認すること。
- (4) 大型ビジョン及びスクリーンコントローラは、納入する前に組立・品質管理試験・出荷検査を実施すること。
- (5) 大型ビジョンに表示するテスト用のコンテンツを 4 種類以上用意すること。
- (6) 大型ビジョン取付け用の二次部材は、大型ビジョンの更新時に一次部材から取外し可能なものであること。
- (7) 大型ビジョンを構成する LED パネル、受信基盤、スイッチ電源、LED パネル間の配線の予備部材を全体の 5%程度を納入すること。納入場所は本庁舎内を基本とする。
- (8) 3 階用大型ビジョンに表示する時計の映像コンテンツを 4 種類以上用意すること。
- (9) 3 階の時計映像コンテンツは 24 時間 365 日途切れることなく表示できること。
- (10) 以下を利用できるクラウド配信サービスに対応した STB とすること。
(ア)映像コンテンツの表示場所を任意に設定できる
- (11) 入札者は、「6.機器仕様」に記載の機器に関する障害対応、及び保守用部品を原則 7 営業日以内に供給できる保守契約を別途締結できること。
- (12) 納入後、実機を用いた操作方法について、本市職員(15 名程度)に説明を行うこと。
- (13) 以下は本契約に含む。
(ア)「2. 品目、数量及び納入場所」の機器設置
(イ)大型ビジョン取付け用二次部材の設置及び一次部材への固定
(ウ)一次側電源盤内のブレーカー、屋内ディスプレイ、屋外ディスプレイ用コンセント

- 等電源から納入する他の機器までの電源配管及び配線
- (エ) 納入する機器同士を接続する電源、通信配管及び配線(納入場所間の通信配管を除く)
 - (オ) その他、納入する機器が正常動作するために必要な資材
 - (カ) 3階大型ビジョンにかかる建築基準法上の工作物の確認申請及び完了検査への対応
 - (キ) LTE ルータ用アンテナ及び利用に必要な費用一式
- (14) 以下は別途とする。
- (ア) 3階大型ビジョンのメンテナンス用タラップ及びキャットウォーク
 - (イ) 3階大型ビジョンのリアメンテナンススペース用換気扇
 - (ウ) 大型ビジョン用化粧パネル
 - (エ) 大型ビジョン取付け用一次部材の設置及び一次部材と二次部材の接続用ブラケット
 - (オ) 引込から一次側電源盤内のブレーカー、屋内ディスプレイ、屋外ディスプレイ用コンセント等までの電源
 - (カ) 引込から送出機器収納架までの通信に関する配管及び配線
 - (キ) 納入場所間の通信配管
 - (ク) クラウド配信サービス利用に関する契約
 - (ケ) 「6.機器仕様」に関する保守契約
 - (コ) 屋内ディスプレイ及び屋外ディスプレイ用の電源
- (15) 本仕様書に記述がない事項は、双方協議の上これを決定するものとする。

6. 機器仕様

(1) 大型ビジョン(3階用)(二次部材含む)

項目	仕様
ビジョンサイズ	縦 4,500mm × 横 19,200mm × 奥行き 117mm (86 m ²)
発光方式	フルカラーLED
発光素子	3in1 SMD ※ルーバー付
画素ピッチ	10mm
解像度	縦 450 ピクセル × 横 1,920 ピクセル
リフレッシュレート	1,920Hz 以上
輝度	白表示にて初期値 5,000cd/m ² 以上
輝度調整	輝度センサーにより、設定した任意の輝度に自動調整されること
輝度ばらつき	ユニット間で平均±2.5%以内(現地補正も可能な仕様)
視認角度	左右±70度、上下+40度 -60度 (正面輝度が半減する角度)
寿命	75,000 時間(初期輝度の半減する期間)
設備容量	67kVA以下
使用電源	単相三線 200V または 三相三線 200V
防水機能	表面 IP65/裏面 IP65 以上

冷却方式	外気による冷却 ※ファンレスとする
メンテナンス方向	リアメンテナンス
色温度	3500K から 9300K 以内に調整可能
状態監視	遠隔監視可能
	温度、電源、信号に関する異常をプッシュ型で遠隔地へ通知可能
ユニット間の伝送ライン	二重化 ※ユニットに入るまでの配線が 2 系統あること
ボンディングワイヤー	金線ワイヤー
表示階調	赤、緑、青の各色65, 536階調
動作温度/湿度	-10～+50 度/10～90RH ※結露しないこと
重量	100kg/m ² 以下(二次部材及びリアメンテナンススペースに設置する他の機器を含む)
参考同等品	FV-P10L-so (PDC)

(2) 自動輝度調整センサー(3 階用)

項目	仕様
使用環境	屋外仕様
寸法	縦 125mm × 横 75mm × 奥行き 75mm
防水機能	IP65
重量	1kg
参考同等品	FV-LSB02 (PDC)

(3) 電源制御盤(3 階用)

項目	仕様
使用環境	屋外仕様
入力電源	単相三線 200V/350A または 三線三相 200V/210A 以下
重量	250kg 以下
機能	光変換器収納盤と大型映像表示装置の電源を出力する
参考同等品	FV-PS03 (PDC)

(4) 光変換器収納盤(3 階用)

項目	仕様
使用環境	屋外仕様
備考	排気ファン付
参考同等品	THR40-77TDC-F (日東工業)

(5) 映像信号用光変換器(3 階用)

項目	仕様
外観	2Uラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、150W

機能	光信号を変換して専用映像信号を出力する
参考同等品	OPT-R14-2 (CH5) (PDC)

(6) 制御信号用光変換器(3階用)

項目	仕様
外観	1Uラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、50W
機能	光信号を変換して制御信号を出力する
参考同等品	161UPSE (カナレ電気)

(7) PoEハブ(3階用)

項目	仕様
外観	1Uラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、58W
機能	PoE 対応ポート (EEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab、IEEE802.3.af、IEEE802.3x)あり
参考同等品	BS-GU2105P (バッファロー)

(8) 光成端箱(3階用)

項目	仕様
外観	1Uラックマウント式
機能	光ケーブルを24芯以上成端可能、融着部品付属
参考同等品	RD97-1LC24M-4TN (日東工業)

(9) 電源制御ユニット(3階用)

項目	仕様
外観	1Uラックマウント式
ブレーカー容量	20A
機能	接続された機器の電源 ON/OFF を集中制御できること
参考同等品	WU-LP407 (Panasonic)

(10) 大型ビジョン(1階用)(二次部材含む)

項目	仕様
ビジョンサイズ	縦 3,500mm × 横 6,000mm × 奥行き 117mm(21 m ²)
発光方式	フルカラーLED
発光素子	3in1 SMD
画素ピッチ	3.91mm
解像度	縦 895ピクセル × 横 1,534ピクセル
リフレッシュレート	3,840Hz 以上
輝度	白表示にて初期値 5,000cd/m ² 以上

輝度調整	輝度センサーにより、設定した任意の輝度に自動調整されること
輝度ばらつき	ユニット間で平均±2.5%以内(現地補正も可能な仕様)
視認角度	左右±70度、上下±70度 (正面輝度が半減する角度)
寿命	75,000時間(初期輝度の半減する期間)
設備容量	30kVA以下
使用電源	単相三線 200V/120A または 三相三線 200V/110A 以下
防水機能	表面 IP65/裏面 IP65 以上
冷却方式	外気による冷却 ※ファンレスとする
メンテナンス方向	フロントメンテナンス
色温度	3500K から 9300K 以内に調整可能
状態監視	遠隔監視可能 温度、電源、信号に関する異常をプッシュ型で遠隔地へ通知可能
ユニット間の伝送ライン	二重化 ※ユニットに入るまでの配線が 2 系統あること
ボンディングワイヤー	金線ワイヤー
表示階調	赤、緑、青の各色65, 536階調
動作温度/湿度	-10~+50度/10~90RH ※結露しないこと
重量	100kg/m ² 以下(二次部材、(12)スピーカ、(13)サブウーファ-、(14)外部機器接続盤含む)
参考同等品	FV-P3.9L-so (PDC)

(11)自動輝度調整センサー(1階用)

項目	仕様
使用環境	屋外仕様
寸法	縦 125mm × 横 75mm × 奥行き 75mm
防水機能	IP65
重量	1kg
参考同等品	FV-LSB02 (PDC)

(12)スピーカ(1階用)

項目	仕様
スピーカタイプ	ラインアレイ
定格出力	400W
寸法	縦 1,000mm × 横 59mm × 奥行き 81mm
防水機能	表面 IP64
重量	5kg
参考同等品	KK102I (K-array)

(13)サブウーファー(1階用)

項目	仕様
スピーカタイプ	パッシブサブウーファー
定格出力	700W
寸法	縦 330mm×横 655mm×奥行き 200mm
防水機能	表面 IP64
重量	20kg
参考同等品	KU212 (K-array)

(14)外部機器接続盤(1階用)

項目	仕様
使用環境	屋外仕様
入力電源	単相 100V、50Hz、20A 以下
機能	外部機器の映像音声信号を1階の大型ビジョン、スピーカ及びサブウーファーに出力できること
参考同等品	特型 (パナソニックコネク)

(15)HDMI 送信器(1階用)

項目	仕様
仕様電源	単相 100V、50Hz、7.5 W
機能	入力端子:HDMI 映像音声信号を同軸ケーブル1本で長尺伝送ができること
参考同等品	CRO-U112TX (IMAGENICS)

(16)電源制御盤(1階用)

項目	仕様
使用環境	屋外仕様
入力電源	単相三線 200V または 三線三相 200V、150A 以下
機能	光変換器収納架と大型映像表示装置、外部機器接続盤の電源を出力する
重量	200kg 以下
参考同等品	FV-PS01 (PDC)

(17)光変換器収納架(1階用)

項目	仕様
使用環境	屋外仕様
重量	150kg 以下
その他	熱交換器を搭載
参考同等品	SOFZ60-612EN、OPHE-50/H (日東工業)

(18)映像信号用光変換器(1階用)

項目	仕様
外観	2Uラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、150W
機能	光信号を変換して専用映像信号を出力する
参考同等品	OPT-R14-2 (CH7) (PDC)

(19)制御信号用光変換器(1階用)

項目	仕様
外観	1Uラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、50W
機能	光信号を変換して制御・音声信号を出力する
参考同等品	161UPSE (カナレ電気)

(20)HDMI/光送信器(1階用)

項目	仕様
寸法	縦 25mm×横 100 mm×奥行 150 mm
使用電源	単相 100V、50Hz、6W
その他	入力端子:HDMI、RS232C 光入出力端子:LC 型
参考同等品	CRO-UF2T (IMAGENICS)

(21)HDMI 受信器(1階用)

項目	仕様
寸法	縦 25mm×横 60 mm×奥行 100 mm
使用電源	単相 100V、50Hz、5W
機能	出力端子:HDMI 映像音声信号を同軸ケーブル 1 本で長尺伝送ができること
参考同等品	DCE-U1RX (IMAGENICS)

(22)PoEハブ(1階用)

項目	仕様
外観	1Uラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、58W
機能	PoE 対応ポート (EEE802.3、IEEE802.3u、IEEE802.3ab、IEEE802.3.af、IEEE802.3x) あり
参考同等品	BS-GU2105P (バッファロー)

(23)光成端箱(1階用)

項目	仕様
外観	1Uラックマウント式
機能	光ケーブルを24芯以上成端可能、融着部品付属
参考同等品	RD97-1LC24M-4TN (日東工業)

(24)パワーアンプ(1階用)

項目	仕様
外観	2Uラックマウント式
機能	DSP搭載、2500W /4Ω×4ch 出力 1階スピーカ専用設定データ適用可
参考同等品	KA104 (K-array)

(25)出力制御部(1階用)

項目	仕様
外観	3Uラックマウント式
機能	16チャンネルの入出力あり、トグルスイッチでスピーカ出力のON/OFF可
参考同等品	特型 (パナソニックコネク)

(26)電源制御ユニット(1階用)

項目	仕様
外観	1Uラックマウント式
電源容量	20A
機能	接続された機器の電源 ON/OFF を集中制御できること
参考同等品	WU-LP407 (Panasonic)

(27)送出機器制御架

項目	仕様
寸法	縦 2050mm×横 570mm×奥行き 710mm
その他	EIA 42Uラックマウント可能 チャンネルベースを含む
参考同等品	RKC-205E-71N (摂津金属工業)

(28)STB

項目	仕様
外観	ラック棚板に設置できるBOXタイプ
入力電源	単相 100V、50Hz、60W
機能	設定されたスケジュールに従って登録コンテンツを出力できること

	本体にスケジュールやコンテンツを蓄積する仕様であること
	STBの稼働状態が遠隔地から確認できること
	4Kコンテンツの再生に対応していること
	異常が発生した場合は遠隔地から再起動できること
	STB 毎にコンテンツ配信をスケジュールリングできるクラウド配信サービスが選択できること
	コンテンツの分割表示範囲を任意に設定できること
	オフライン時もスケジュールどおりにコンテンツ配信が継続できること
	スケジュールに指定したタイミングにおいて、外部制御コマンドの発行ができること。また、発行によるコンテンツの放映及びコンテンツ配信などの処理に影響されないこと。
	STB①:時計 STB②:STB①が再起動する時等のバックアップ STB③⑤⑥⑦:4つのコンテンツを分割して同時に表示 STB④:納入する他機器の異常監視
参考同等品	EM-JDSSC8EXA (パナソニックコネク)

(29) STB(地デジチューナー付)

項目	仕様
外観	ラック棚板に設置できるBOXタイプ
入力電源	単相 100V、50Hz、5W
機能	設定されたスケジュールに従って登録コンテンツを出力できること
	本体にスケジュールやコンテンツを蓄積する仕様であること
	STBの稼働状態が遠隔地から確認できること
	4Kコンテンツの再生に対応していること
	異常が発生した場合は遠隔地から再起動できること
	STB 毎にコンテンツ配信をスケジュールリングできるクラウド配信サービスが選択できること
	スケジュールに指定したタイミングにおいて、外部制御コマンドの発行ができること。また、発行によるコンテンツの放映及びコンテンツ配信などの処理に影響されないこと。
参考同等品	EM-JDSSC8TVA (パナソニックコネク)

(30) マトリクススイッチャ

項目	仕様
外観	ラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、40W

機能	入力:HDMIx8、出力:HDMIx8を有すること
	入力した信号を任意の出力にアサインすることができること
	HDCP(2.2/1.4)に対応していること
	外部制御:LAN
参考同等品	US-88 (IMAGENICS)

(31) スキャンコンバータ

項目	仕様
外観	ラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、65W
機能	入力:HDMIx4、出力:HDMIx2を有すること
	入力した 4K60P 信号x4 系統を合成して、4K60P に変換出力できること
	HDCP(2.2/1.4)に対応していること
	外部制御:RS232C/LAN
参考同等品	HEV-U41 (IMAGENICS)

(32) スクリーンコントローラ

項目	仕様
外観	ラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、15W
入力信号	DVI・HDMI
外部制御	RS232C/LAN
機能	入力信号を映像表示部に出力可
	映像表示部の電源ON/OFF、輝度制御可
	LEDユニット内部温度異常通知機能あり
	照度センサーによる自動輝度調整可
参考同等品	FV-CT05 (PDC)

(33) 確認モニタ

項目	仕様
外観	ラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、17W
寸法	縦 239mmx 横 383mmx 奥行 36mm(スタンド含まず)
機能	画面サイズ:15.6 型
	入力コネクタ:HDMI、DisplayPort、VGA
	表示解像度:3840x2160
参考同等品	UH1560 (ADTECHNO)

(34) プロトコルコンバータ

項目	仕様
外観	ラック棚板に設置できるボックスタイプ
入力電源	単相 100V、50Hz、10W
機能	外部からの画面状態問合せに対して、2台のスクリーンコントローラに対しての問合せおよび返答を自動的に切替えて通信できること
	入力コネクタ: RS232C × 4
参考同等品	FV-CV02 (PDC)

(35) 映像信号用光変換器

項目	仕様
外観	2Uラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、150W
機能	光信号を変換して専用映像信号を出力する
参考同等品	OPT-R14-2 (CH12) (PDC)

(36) 制御信号用光変換器(1 階用)

項目	仕様
外観	1Uラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、50W
機能	光信号を変換して制御・音声信号を出力する
参考同等品	161UPSE (カナレ電気)

(37) 制御信号用光変換器(3 階用)

項目	仕様
外観	1Uラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、50W
機能	光信号を変換して制御・音声信号を出力する
参考同等品	161UPSE (カナレ電気)

(38) HDMI/光受信器(1 階用)

項目	仕様
寸法	縦 25mm × 横 100 mm × 奥行 150 mm
使用電源	単相 100V、50Hz、6W
その他	出力端子: HDMI、RS232C 光入出力端子: LC 型
参考同等品	CRO-UF2R (IMAGENICS)

(39)コネクタボックス

項目	仕様
外観	3Uラックマウント式
機能	各機器間の I/O 配線中継ボックス 24V 電源ユニット (FV-PS24) を含む
参考同等品	FV-CN01 (PDC)

(40)アラーム通知装置

項目	仕様
寸法	縦 39mm × 横 257 mm × 奥行 182 mm
入力電源	単相 100V、50Hz、20W
機能	映像装置の監視中に異常が発生した場合に、内容をプッシュ型で通知する
参考同等品	PE01A (ハウ)

(41)LTE ルータ

項目	仕様
寸法	縦 25mm × 横 146 mm × 奥行 78 mm
入力電源	単相 100V、50Hz、5W
通信 I/F	LAN、RS-232C、LTE モジュール
参考同等品	AS250/L (センチュリーシステムズ)

(42)制御機器

項目	仕様
外観	1U ラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz (パワーサプライ使用: 12VDC)、7W
機能	同一ネットワーク上に接続された機器の制御ができる 接続コネクタ: RS-232/422/485、IR/シリアル、I/O、リレー、Ethernet、ICSLan、AXLink
参考同等品	NX-3200 (AMX)

(43)オーディオミキサ

項目	仕様
外観	1U ラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、34W
機能	アナログ入力: 16 (モノラル 8、ステレオ 4) アナログ出力: 12 (モノラル 8、ステレオ 2) 内部構成: 入力 32、ミキシングバス 16、マトリクス 16
参考同等品	WR-DX200 (Panasonic)

(44) モニタースピーカ

項目	仕様
外観	1U ラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、10W
スピーカー部	110×40mm コーン型防磁タイプ
パワーアンプ部	最大出力(10W+10W)
参考同等品	RM-3(FOSTEX)

(45) 電源制御ユニット

項目	仕様
外観	1U ラックマウント式
電源容量	20A
機能	接続された機器の電源 ON/OFF を集中制御できること
参考同等品	WU-LP407 (Panasonic)

(46) UPS(無停電電源装置)

項目	仕様
外観	2U ラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、180W
機能	電源出力:1240VA(1240W)
外部制御	出力コンセント数:AC100V コンセント×4 以上
参考同等品	BN150RA (オムロン)

(47) タッチパネル

項目	仕様
寸法	縦 243.1mm×横 373.46mm×奥行 26.2mm
消費電力	30W
ディスプレイタイプ	TFT-LCD/IPS タッチディスプレイ
インチ数	15.6 インチ
解像度	1920×1080
参考同等品	VARIA-150 (AMX)

(48) HUB(スイッチングハブ)

項目	仕様
外観	1U ラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、44W
機能	10/100/1000BASE-T 48 ポート以上搭載
参考同等品	ZLP28480 (パナソニック EW ネットワークス)

(49)光成端箱

項目	仕様
外観	1Uラックマウント式
その他	光ケーブルを48芯以上成端可能、融着部品付属
参考同等品	RD97-1LC48M-4TN（日東工業）

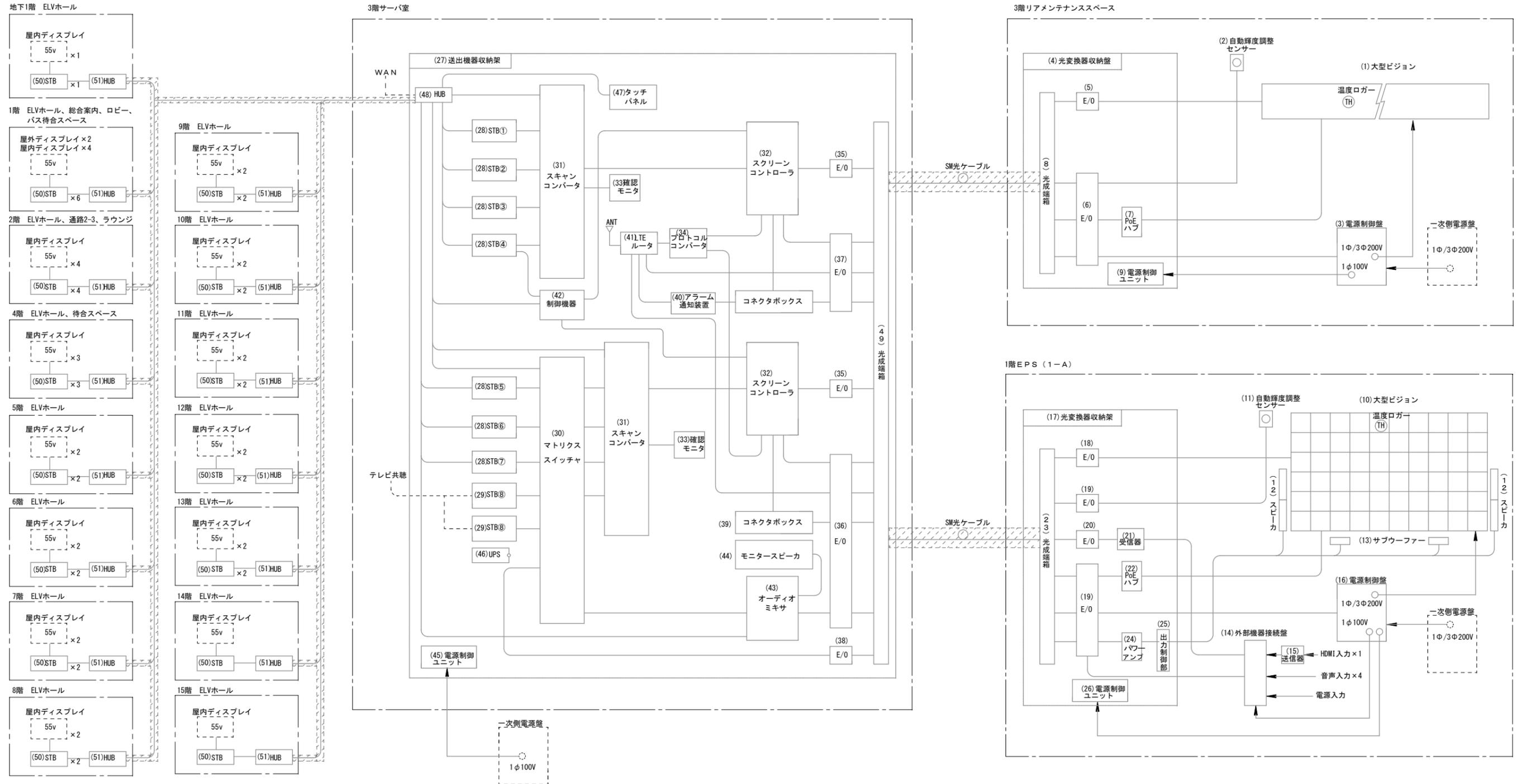
(50)STB(屋内・屋外ディスプレイ用)

項目	仕様
外観	ラック棚板に設置できるBOXタイプ
入力電源	単相 100V、50Hz、60W
機能	設定されたスケジュールに従って登録コンテンツを出力できること
	本体にスケジュールやコンテンツを蓄積する仕様であること
	STBの稼働状態が遠隔地から確認できること
	4Kコンテンツの再生に対応していること
	異常が発生した場合は遠隔地からリポートできること
	STB 毎にコンテンツ配信をスケジュールリングできるクラウド配信サービスが選択できること
	コンテンツの分割表示範囲を任意に設定できること
オフライン時もスケジュールどおりにコンテンツ配信が継続できること	
参考同等品	EM-JDSSC8EXA（パナソニックコネク）

(51)HUB(屋内・屋外ディスプレイ用スイッチングハブ)

項目	仕様
外観	1Uラックマウント式
使用電源	単相 100V、50Hz、12W
機能	10/100/1000BASE-T 16ポート以上搭載
参考同等品	ZLP28160（パナソニックEWネットワークス）

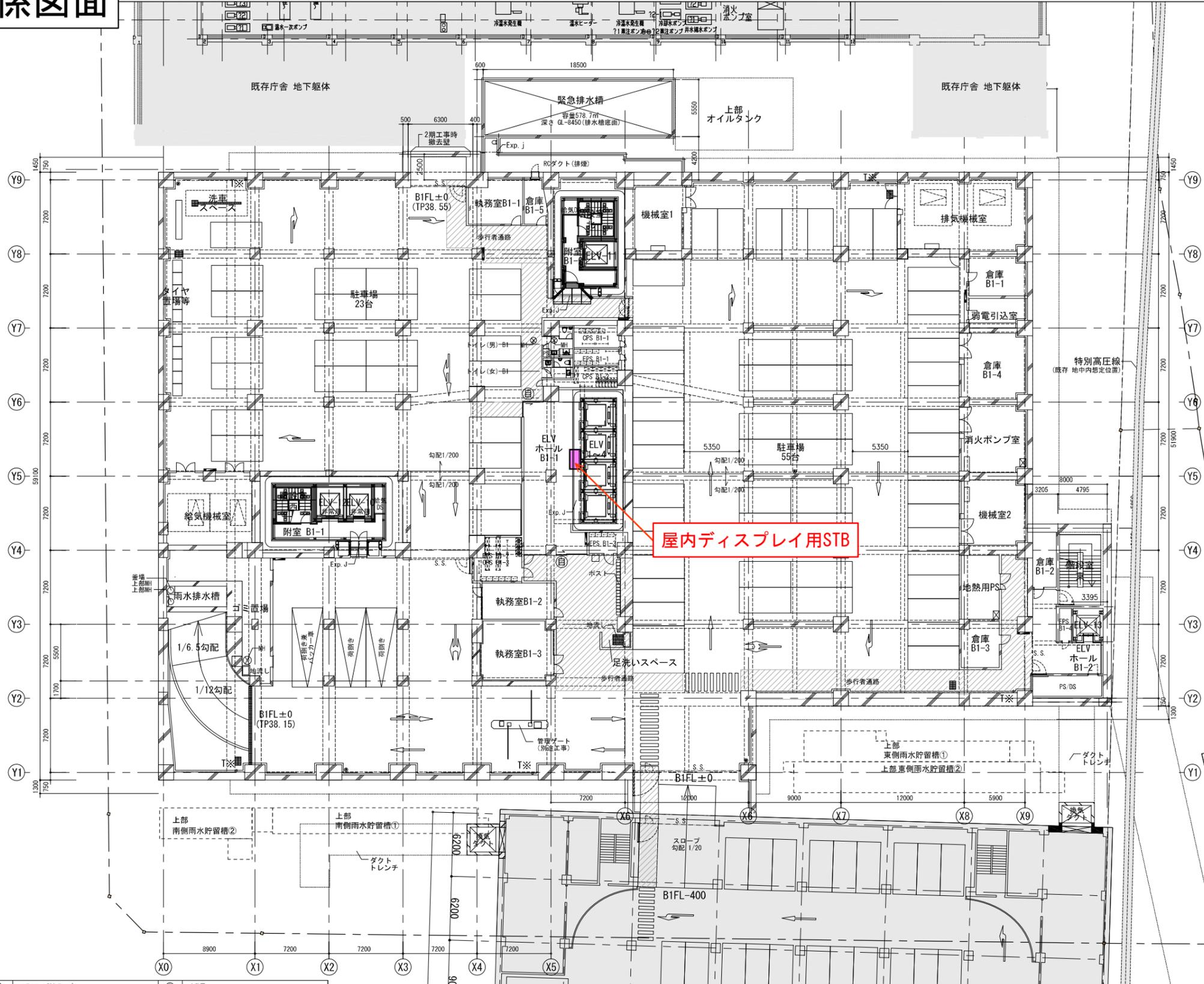
資料1_参考系統図



【凡例】
 - - - : 別途
 [] : 配管またはケーブルラックのみ別途

※(19)及び(35)のE/Oは一つの機器を指す

資料2_関係図面

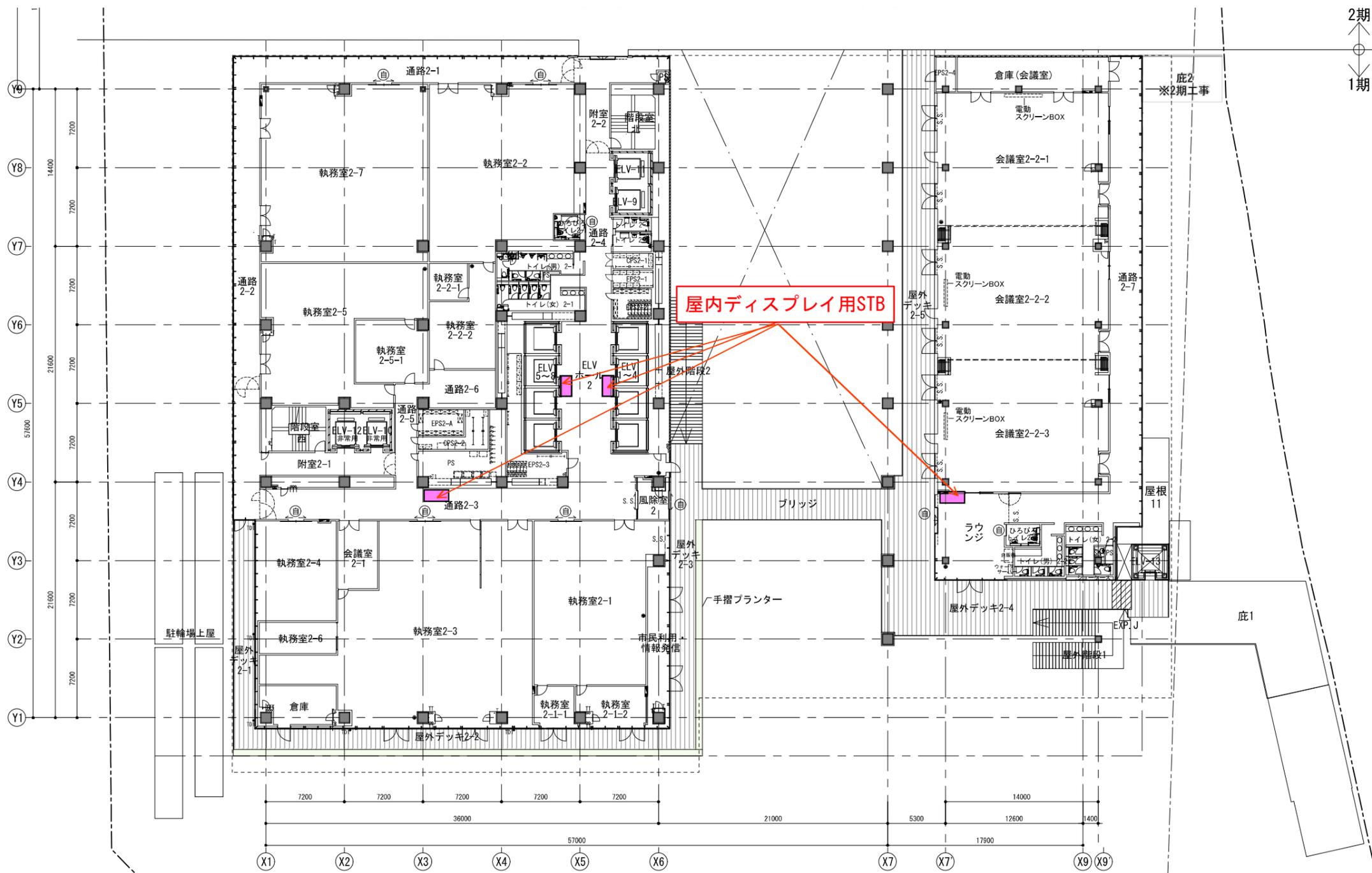


屋内ディスプレイ用STB

※各屋内・屋外ディスプレイ用HUBを納入するEPSの詳細な場所は、
仙台市役所本庁舎整備第1期工事業者と協議の上、決定する。

参考図面

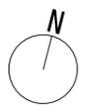
記号凡例	記号	説明
■	増設型消火器BOX	
T	壁種 特配無き場合200°(外部)・200°(内部)	
T1・TD1	壁種 アルミ製165° TD: + 鋼鉄製中継ドレイン	
T2・TD2	壁種 アルミ製114° TD: + 鋼鉄製中継ドレイン	
T3・TD3	壁種 アルミ製89° TD: + 鋼鉄製中継ドレイン	
編凡例右記の※マークは足元にて雨水開放を示す		
○	ステンレス製タラップ	
OF	オーバーフロー管	
田	埋込石 (縦走り部はφ600設置)	
RD	鋼鉄製引込レール付付 (既製品) 特配無き場合200φ	
R01	鋼鉄製引込レール付付 (既製品) 75φ	
R02	鋼鉄製引込レール付付 (既製品) 100φ	
R03	鋼鉄製引込レール付付 (既製品) 150φ	
⊕	丸埋	
☒	化粧蓋付マンホール (防臭タイプ) 600角SISタラップ付	
⊗	鋼鉄製マンホール 600φ (防臭タイプ) SISタラップ付	
⊙	鋼鉄製マンホール 600φ 防臭タイプ SISタラップ付・32設置・雨水排水	



2期
1期

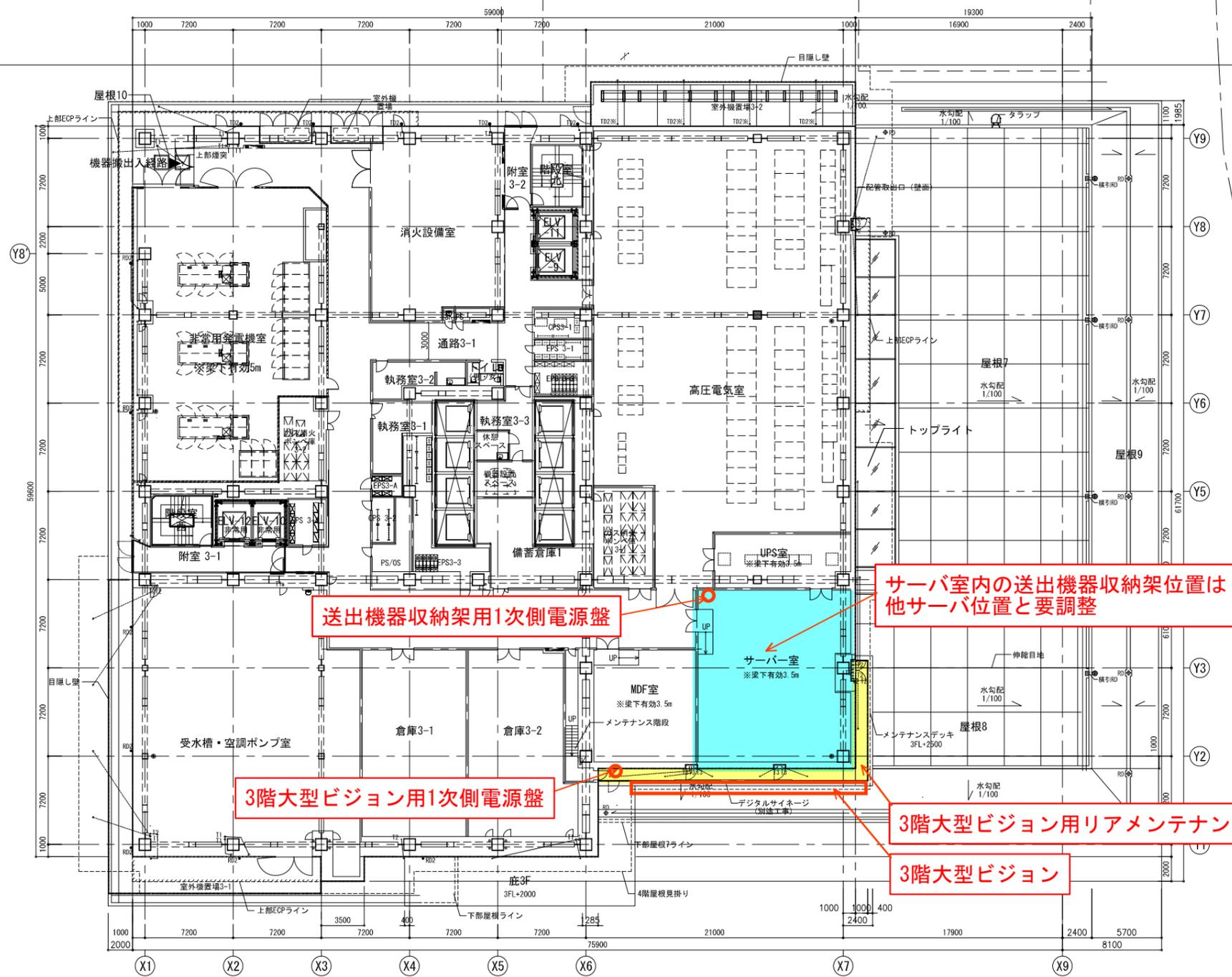
屋内ディスプレイ用STB

記号凡例	記号	説明
■	埋込型消火器BOX	ステンレス製タラップ
T	整種 特記無き場合200φ (外部)・200φ (内部)	オーバーフロー管
T1・TD1	整種 アルミ製165φ TD: 鋼鉄製中継ドレイン	埋設石 (埋設り脚はφ600設置)
T2・TD2	整種 アルミ製114φ TD: 鋼鉄製中継ドレイン	埋設石 (埋設り脚はφ600設置)
T3・TD3	整種 アルミ製89φ TD: 鋼鉄製中継ドレイン	埋設石 (埋設り脚はφ600設置)
種凡例右記の※マークは足元に雨水開放を示す		
○	自動扉	+
●	消火器スタンド (別途工事)	+
▲	屋内消火栓 (消火器BOX付) (別途工事)	+
⊗	化粧蓋付マンホール (防臭タイプ) SUSタラップ付	+
⊗	鋼鉄製マンホール 600φ (防臭タイプ) SUSタラップ付	+



参考図面

2期
↑
○
↓
1期



送出機器収納架用1次側電源盤

サーバ室内の送出機器収納架位置は他サーバ位置と要調整

3階大型ビジョン用1次側電源盤

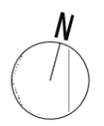
3階大型ビジョン用リアメンテナンススペース

3階大型ビジョン

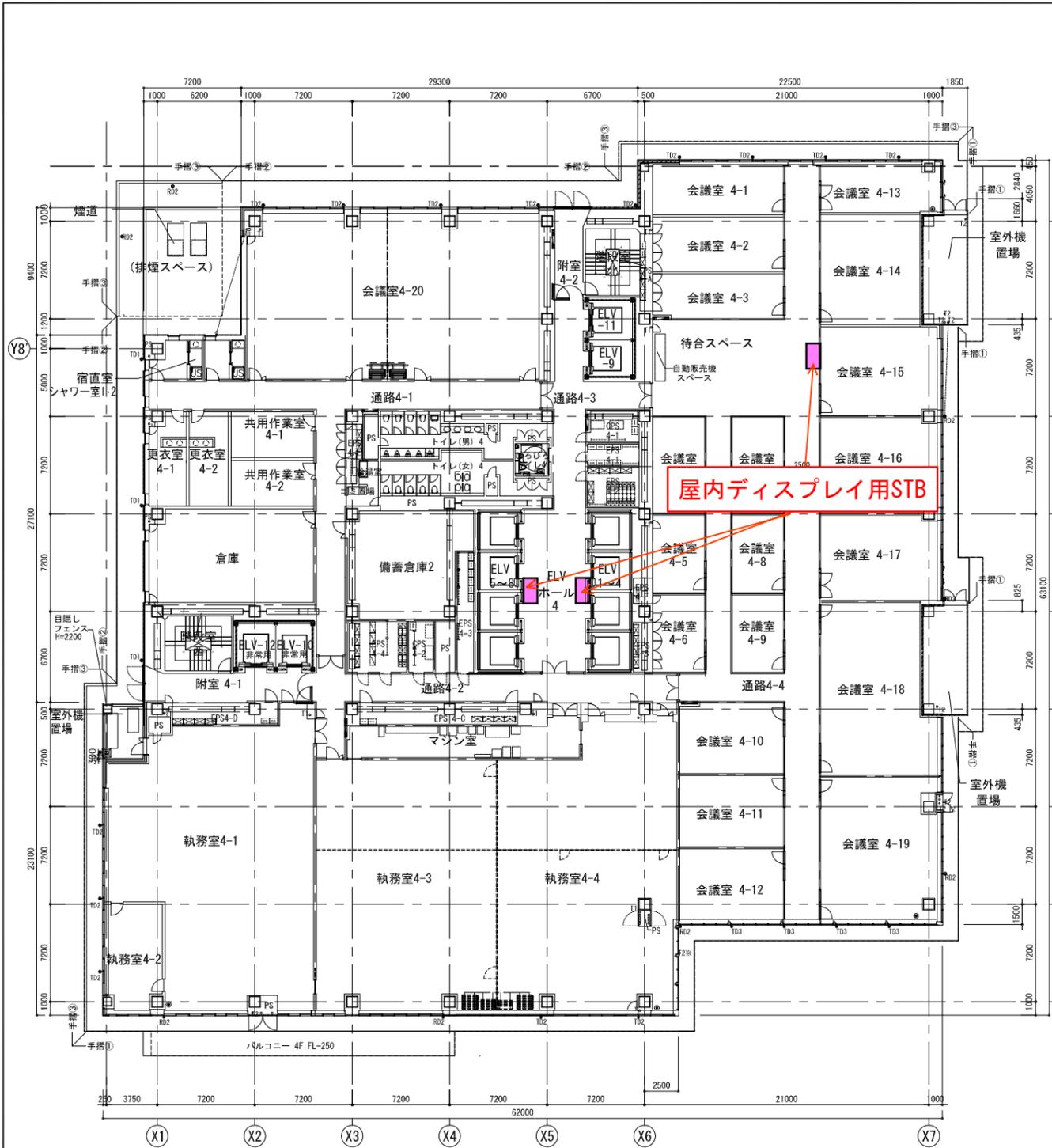
3階平面図

参考図面

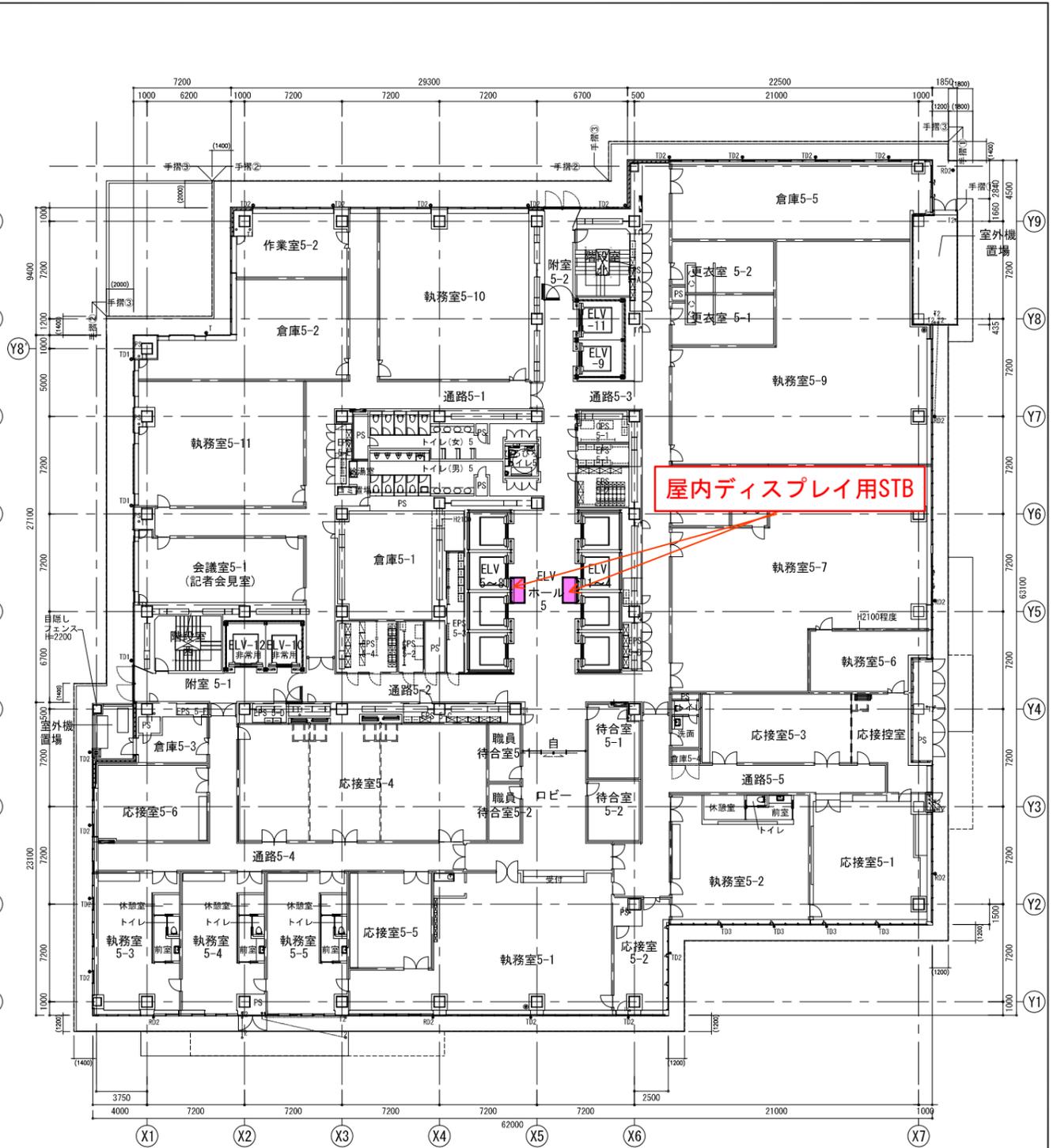
記号凡例	ステンレス製タラップ	自動扉
■ 壁埋込型消火器BOX	OF ← オーバーフロー管	● 消火器スタンド (別途工事)
T 壁幅 特記無き場合200φ (外部)・200φ (内部)	田 [変] 磁気石 (線走り部はφ600設置)	▲ 屋内消火栓 ▲ は (消火器BOX付) (別途工事)
T1・TD1 壁幅 アルミ製165φ TD: + 鉄製中継ドレイン	RD 鉄製製網引1φ75レン N4t+77 (既製品)特記無き場合200φ	○ 丸窓
T2・TD2 壁幅 アルミ製114φ TD: + 鉄製中継ドレイン	RD1 鉄製製網引1φ75レン N4t+77 (既製品)75φ	⊠ 化粧畳付マンホール (防臭タイプ) 600角SUSタラップ付
T3・TD3 壁幅 アルミ製89φ TD: + 鉄製中継ドレイン	RD2 鉄製製網引1φ75レン N4t+77 (既製品)100φ	⊗ 鉄製マンホール 600φ (防臭タイプ) SUSタラップ付
欄干取付の※マークは反元にて雨水開放を示す	RD3 鉄製製網引1φ75レン N4t+77 (既製品)150φ	



特記事項	石本建築事務所・千葉学建築計画事務所設計共同企業体 株式会社石本建築事務所 一級建築士事務所 東京都知事登録 第793号 東京オフィス管理建築士 一級建築士 大臣登録 第341994号 中山 貴	仙台市都市整備局公共建築住宅部営繕課 設計年月日 令和5年 月 日	工事名称 仙台市役所本庁舎整備第1期 建築工事 図面名称 3階平面図 縮尺 A1:1/200 A3:1/400	設計番号 — 図面番号 A-016
------	---	--------------------------------------	--	-------------------------

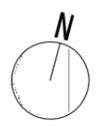


4階平面図

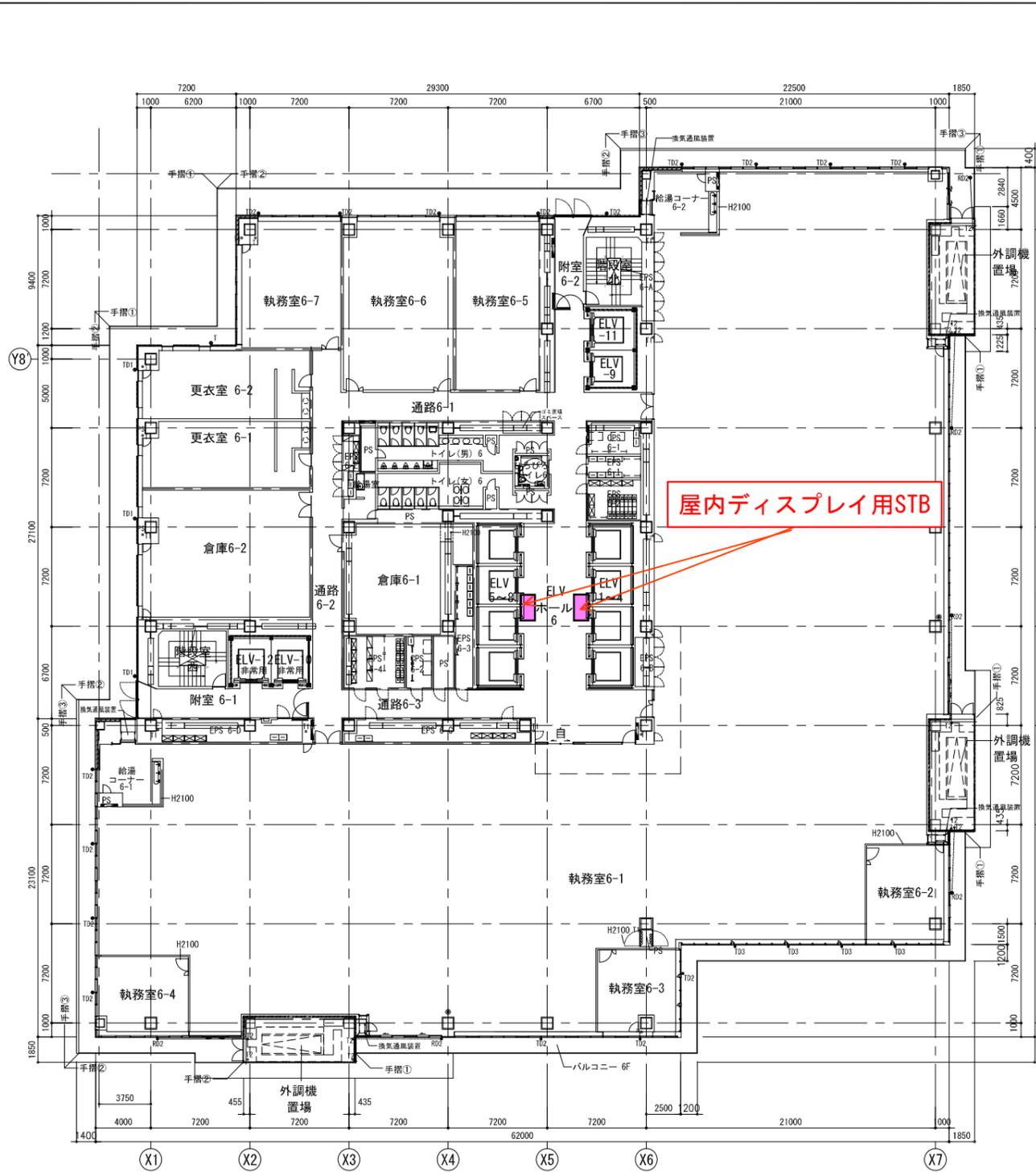


5階平面図

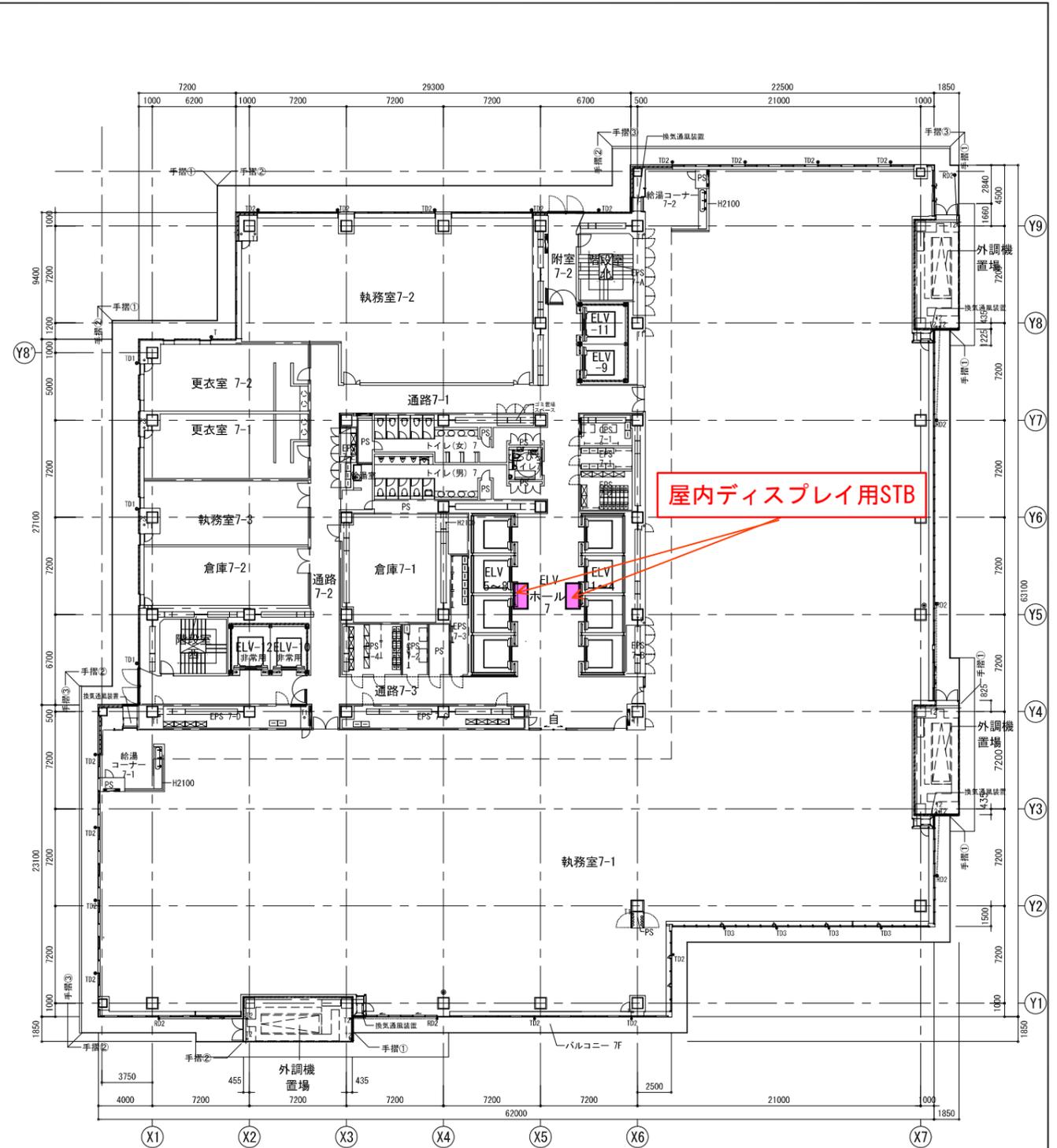
記号凡例	説明
■	壁埋込型消火器BOX
T	壁埋込型消火器BOX (外部)・200φ (内部)
T1・TD1	壁埋込型消火器BOX (外部)・200φ (内部) (既製品)
T2・TD2	壁埋込型消火器BOX (外部)・200φ (内部) (既製品)
T3・TD3	壁埋込型消火器BOX (外部)・200φ (内部) (既製品)
○	ステンレス製タラップ
OF	オーバーフロー管
田	磁器石 (縁取り部はφ600設置)
RD	鋼鉄製縦引レール (既製品) 特記無き場合200φ
RD1	鋼鉄製縦引レール (既製品) 75φ
RD2	鋼鉄製縦引レール (既製品) 100φ
RD3	鋼鉄製縦引レール (既製品) 150φ
●	自動扉
◎	消火器スタンド (別途工事)
▲	屋内消火栓 (消火器BOX付) (別途工事)
+	丸窓
☒	化粧製付マンホール (防臭タイプ) 600角SUSタラップ付
⊗	鋼鉄製マンホール 600φ (防臭タイプ) SUSタラップ付



参考図面

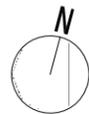


6階平面図



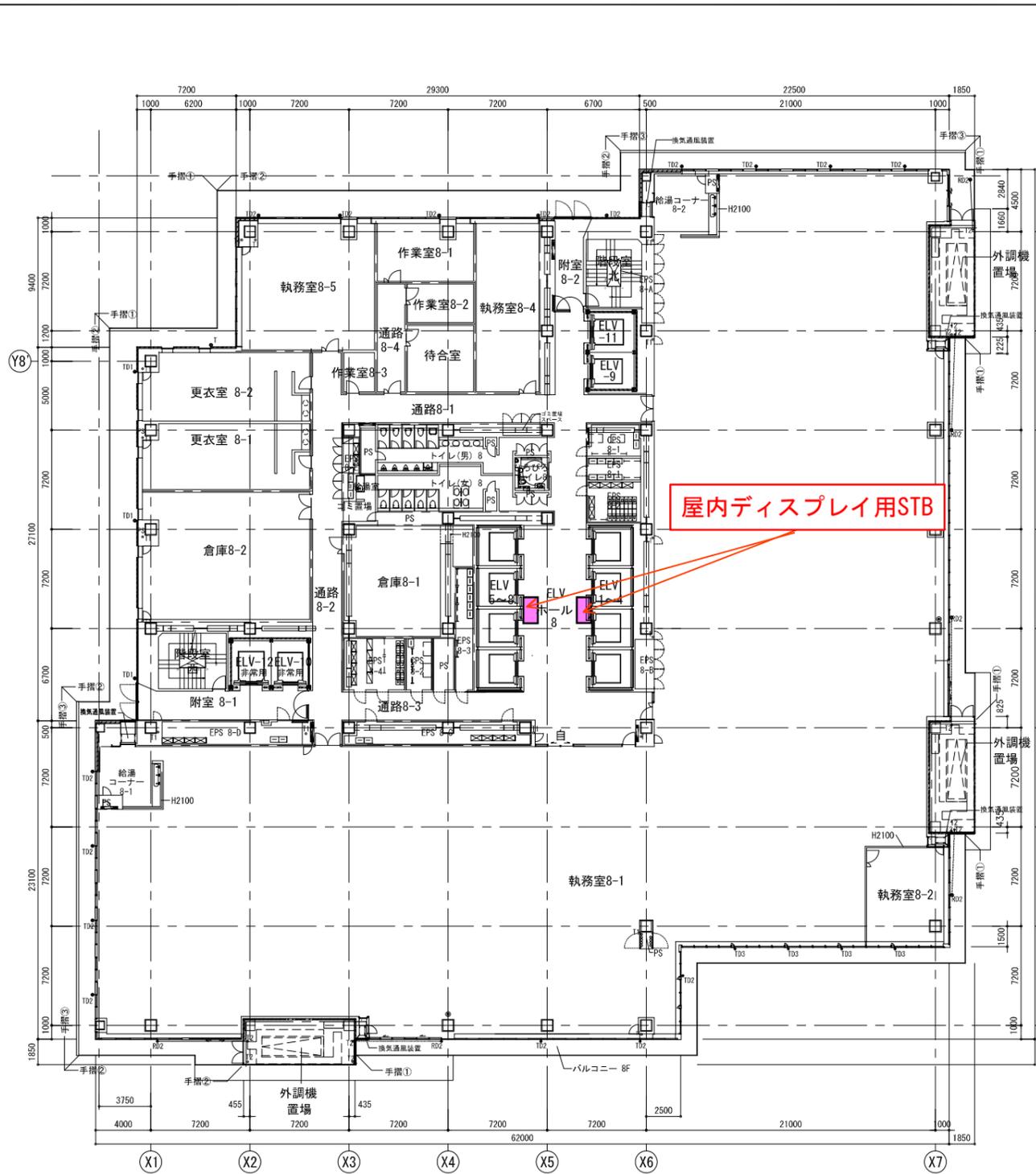
7階平面図

記号凡例	説明
■	壁埋込型消火器BOX
T	堅床 特記無き場合200φ(外部)・200φ(内部)
T1・TD1	堅床 アルミ製165φ・TD: 鉄製中継ドレイン
T2・TD2	堅床 アルミ製114φ・TD: 鉄製中継ドレイン
T3・TD3	堅床 アルミ製89φ・TD: 鉄製中継ドレイン
○	ステンレス製タラップ
OF	オーバーフロー管
田	磁気石(線走り部はφ600設置)
RD	鉄製縦引レール(鉄製)特記無き場合200φ
RD1	鉄製縦引レール(鉄製)75φ
RD2	鉄製縦引レール(鉄製)100φ
RD3	鉄製縦引レール(鉄製)150φ
⊙	自動扉
⊙	消火器スタンド(別途工事)
■	屋内消火栓 ▲は(消火器BOX付)(別途工事)
+	丸窓
⊠	化粧畳付マンホール(防臭タイプ)600角SUSタラップ付
⊗	鉄製マンホール 600φ(防臭タイプ) SUSタラップ付

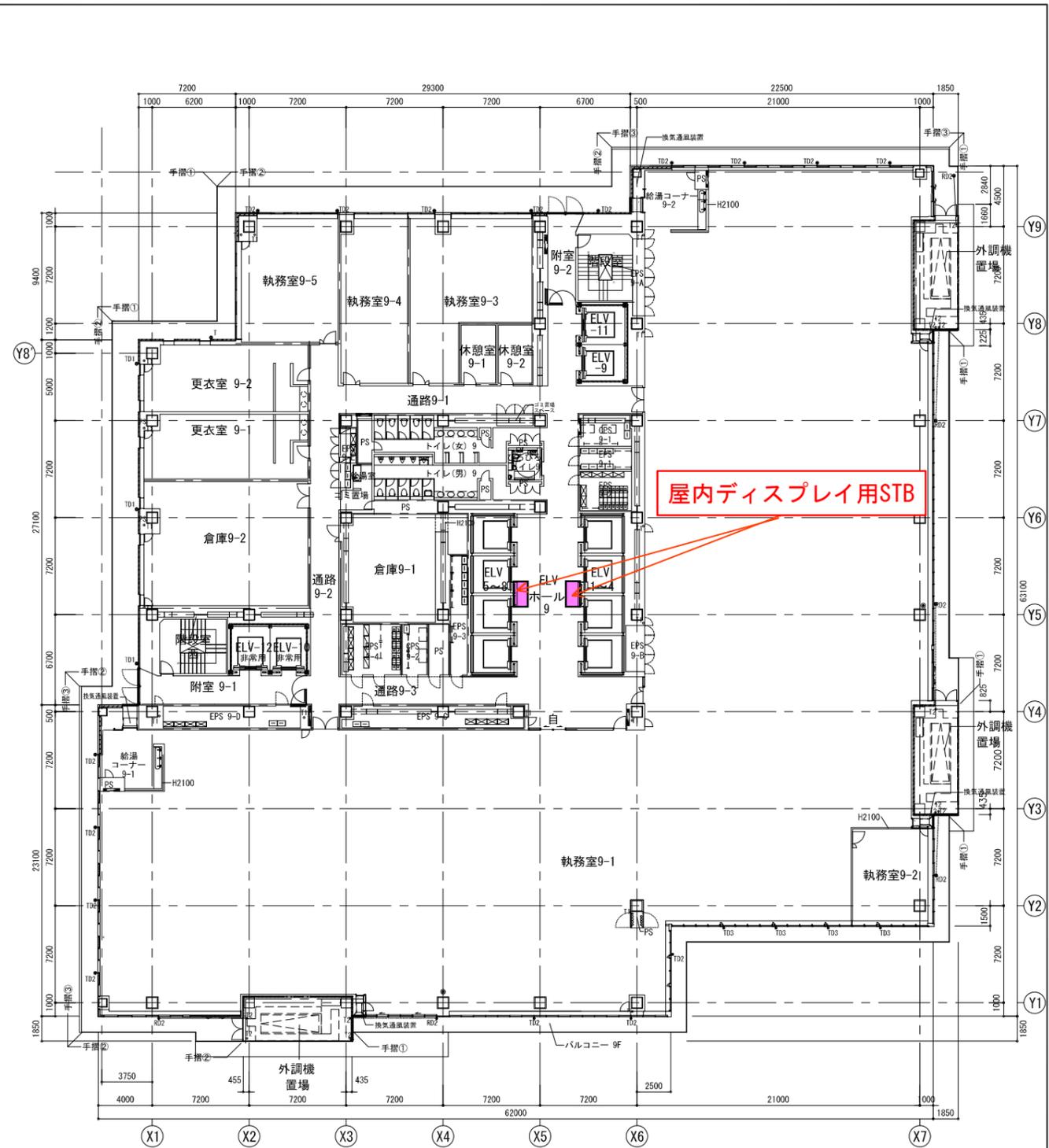


参考図面

特記事項	石本建築事務所・千葉学建築計画事務所設計共同企業体 株式会社石本建築事務所 一級建築士事務所 東京都知事登録 第793号 東京オフィス管理建築士 一級建築士 大臣登録 第341994号 中山 貴	仙台市都市整備局公共建築住宅部管轄課 設計年月日 令和5年 月 日	工事名称 仙台市役所本庁舎整備第1期 建築工事 図面名称 6階・7階平面図 縮尺 A1:1/200 A3:1/400	設計番号 図面番号 A-018
------	---	--------------------------------------	---	--------------------



8階平面図



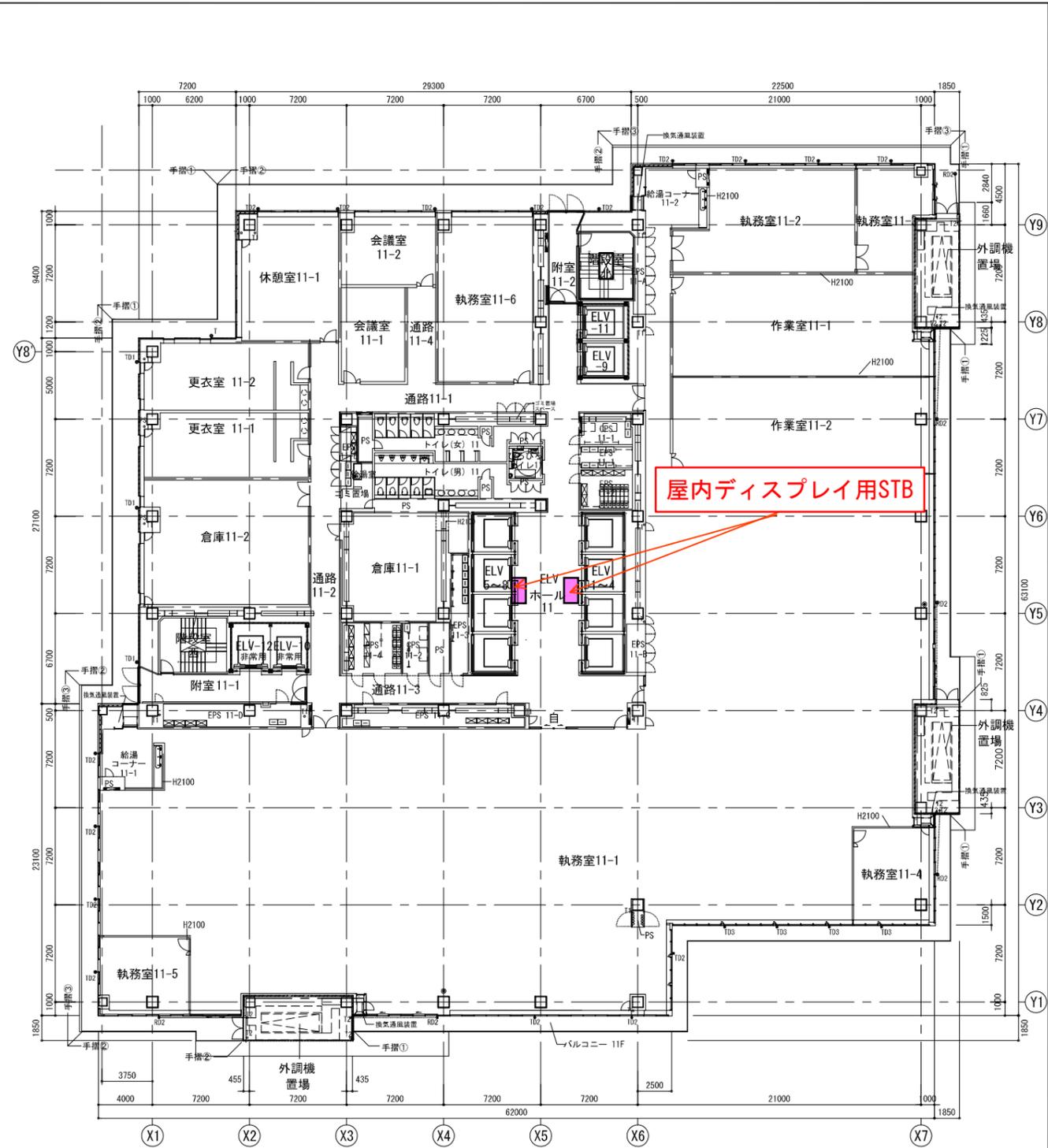
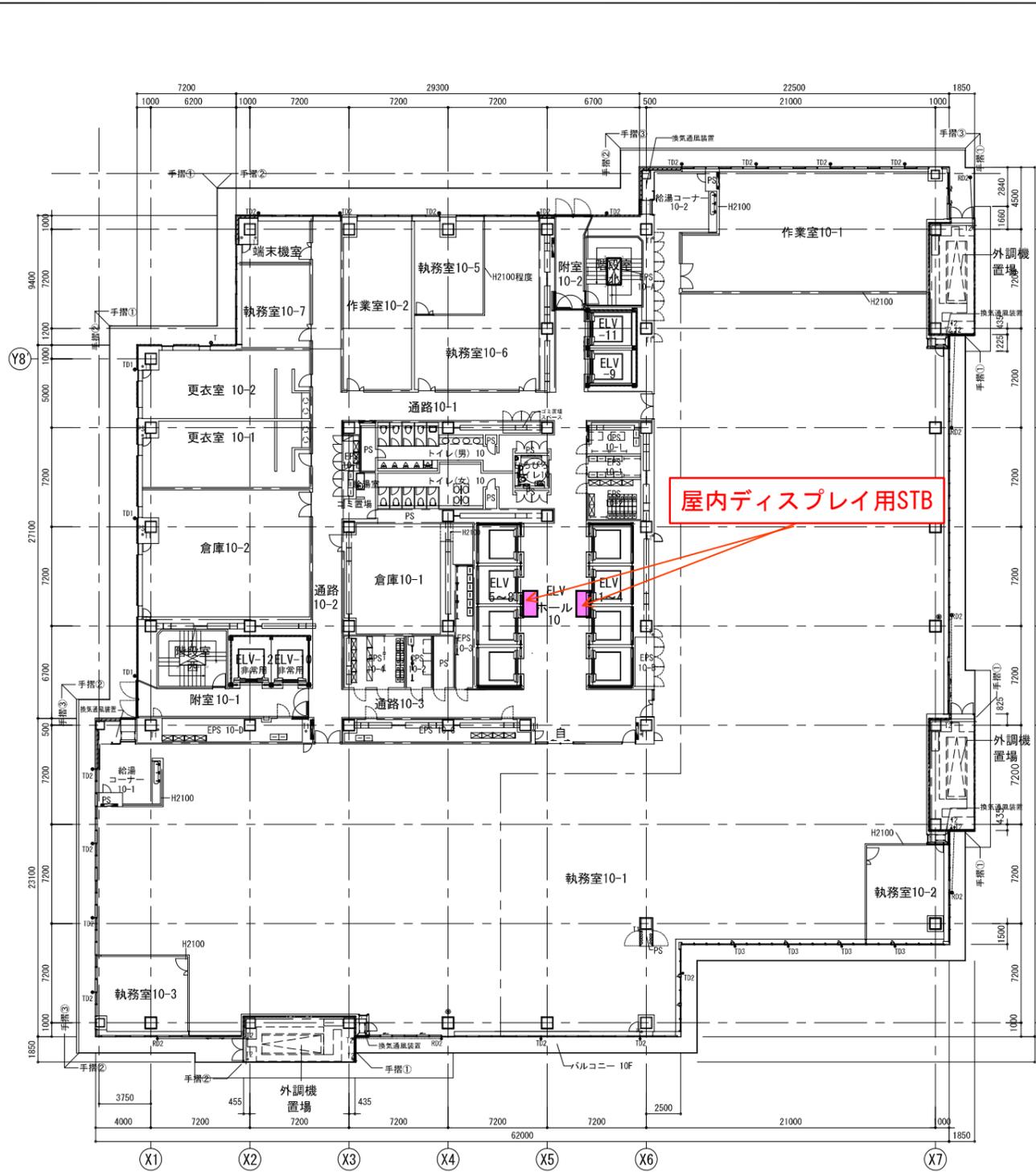
9階平面図

記号凡例	①	②	③
■ 壁埋込型消火器BOX	ステンレス製タラップ	Ⓜ	自動扉
T 壁補 特記無き場合200φ(外部)・200φ(内部)	オーバーフロー管	Ⓜ	消火器スタンド(別途工事)
T1・TD1 壁補 アルミ製165φ・TD: + 鉄製中継ドレイン	埋設石(継ぎ手部はφ600設置)	■	屋内消火栓 ▲は(消火器BOX付)(別途工事)
T2・TD2 壁補 アルミ製114φ・TD: + 鉄製中継ドレイン	RD1 鉄製縦引レール75φ(既製品)	+	丸窓
T3・TD3 壁補 アルミ製89φ・TD: + 鉄製中継ドレイン	RD2 鉄製縦引レール100φ(既製品)	⊠	化粧量付マンホール(防臭タイプ)600角SUSタラップ付
欄干取付の※マークは反元にて雨水開放を示す	RD3 鉄製縦引レール150φ(既製品)	⊗	鉄製量付マンホール 600φ(防臭タイプ) SUSタラップ付



参考図面

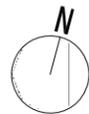
特記事項	石本建築事務所・千葉学建築計画事務所設計共同企業体	仙台市都市整備局公共建築住宅部管轄課	工事名称 仙台市役所本庁舎整備第1期 建築工事	設計番号 -
	株式会社石本建築事務所 一級建築士事務所 東京都知事登録 第793号 東京オフィス管理建築士 一級建築士 大臣登録 第341994号 中山 貴	設計年月日 令和5年 月 日	図面名称 8階・9階平面図	縮尺 A1:1/200 A3:1/400
			図面番号 A-019	



10階平面図

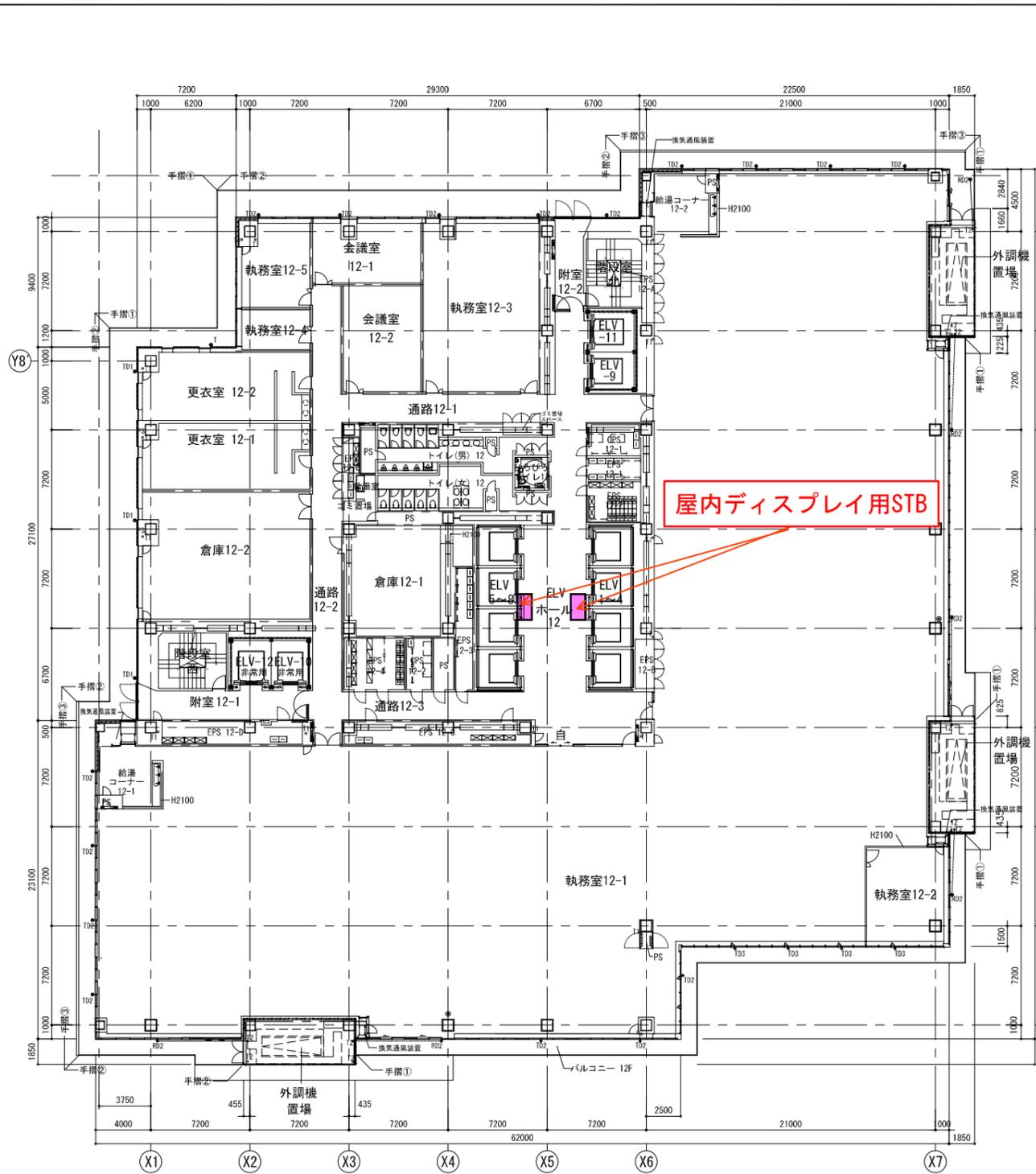
11階平面図

記号凡例	①	②	③
■ 壁埋込型消火器BOX	ステンレス製タラップ	自動扉	
T 壁補 特記無き場合200φ(外部)・200φ(内部)	オーバーフロー管	消火器スタンド(別途工事)	
T1・TD1 壁補 アルミ製165φ・TD: 鉄製中継ドレイン	磁気石(緑走り部はφ600設置)	■ 屋内消火栓 ▲ は(消火器BOX付)(別途工事)	
T2・TD2 壁補 アルミ製114φ・TD: 鉄製中継ドレイン	磁気石(緑走り部はφ600設置)	○ 丸窓	
T3・TD3 壁補 アルミ製89φ・TD: 鉄製中継ドレイン	磁気石(緑走り部はφ600設置)	⊠ 化粧畳付マンホール(防臭タイプ)600角SUSタラップ付	
欄干取付部の※マークは反元にて雨水開放を示す	磁気石(緑走り部はφ600設置)	⊗ 鉄製マンホール600φ(防臭タイプ) SUSタラップ付	

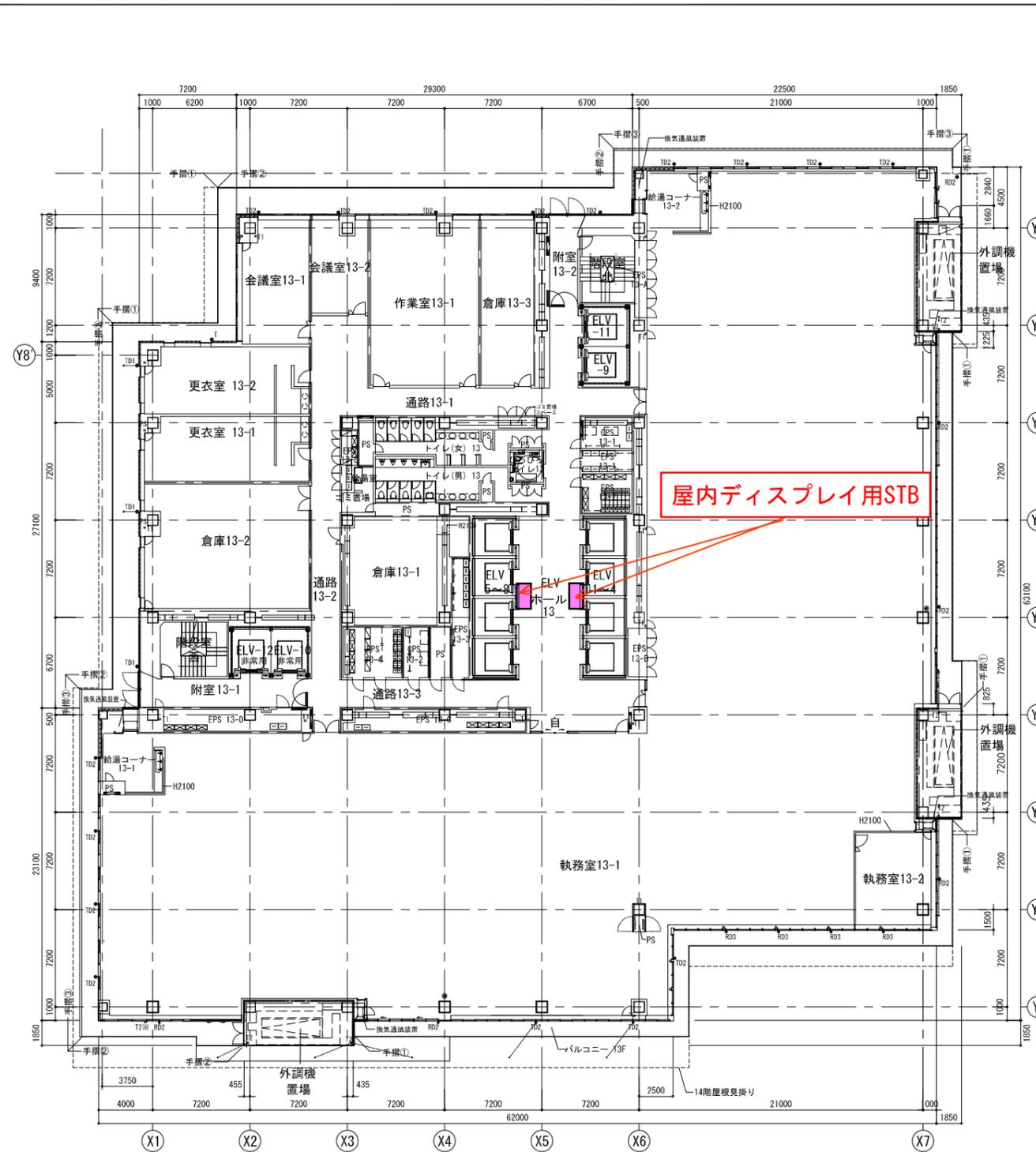


参考図面

特記事項	石本建築事務所・千葉学建築計画事務所設計共同企業体	仙台市都市整備局公共建築住宅部管轄課	工事名称 仙台市役所本庁舎整備第1期 建築工事	設計番号 -
	株式会社石本建築事務所 一級建築士事務所 東京都知事登録 第793号 東京オフィス管理建築士 一級建築士 大臣登録 第341994号 中山 貴	設計年月日 令和5年 月 日	図面名称 10階・11階平面図	縮尺 A1:1/200 A3:1/400
			図面番号 A-020	

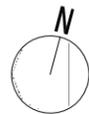


12階平面図

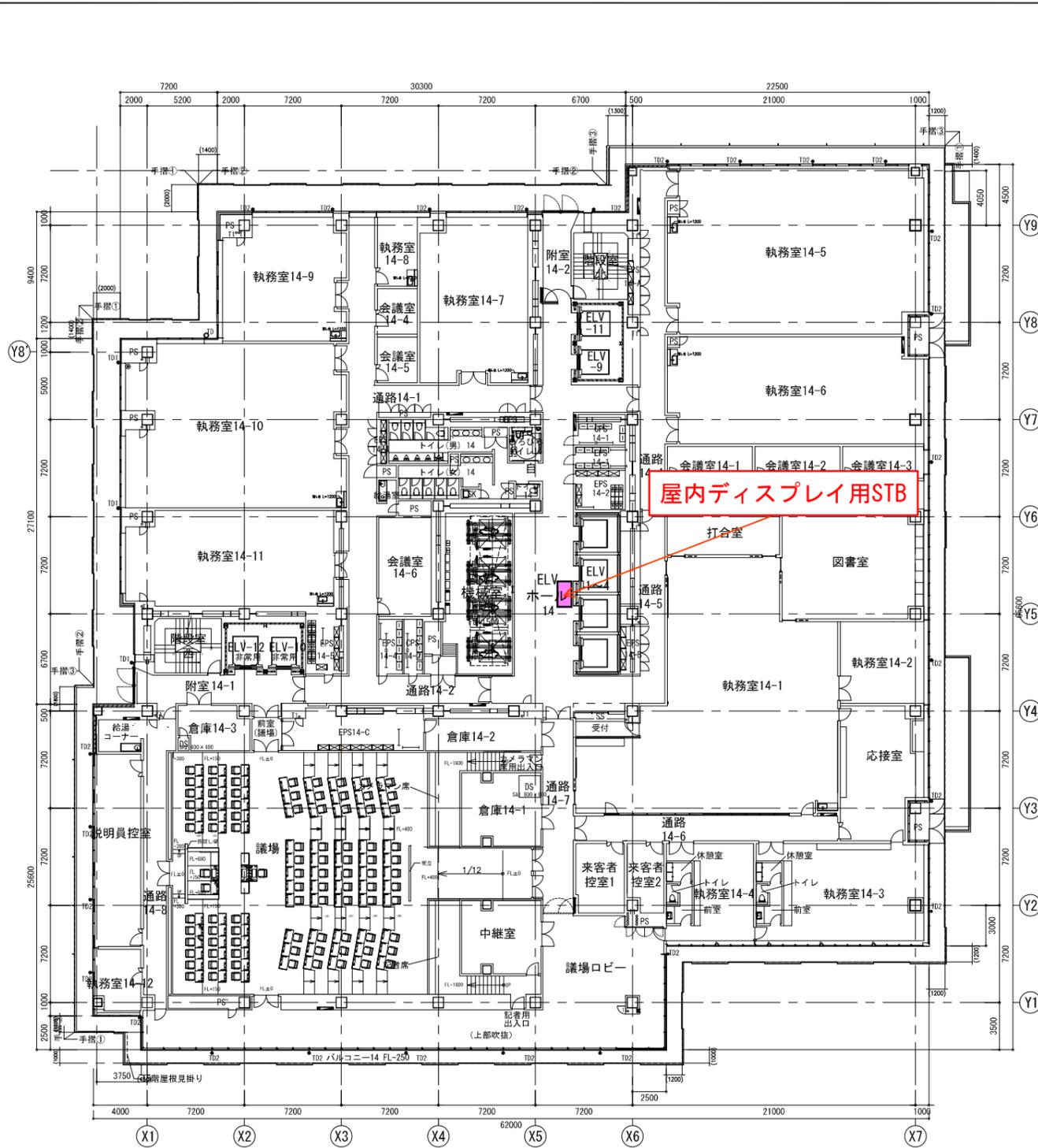


13階平面図

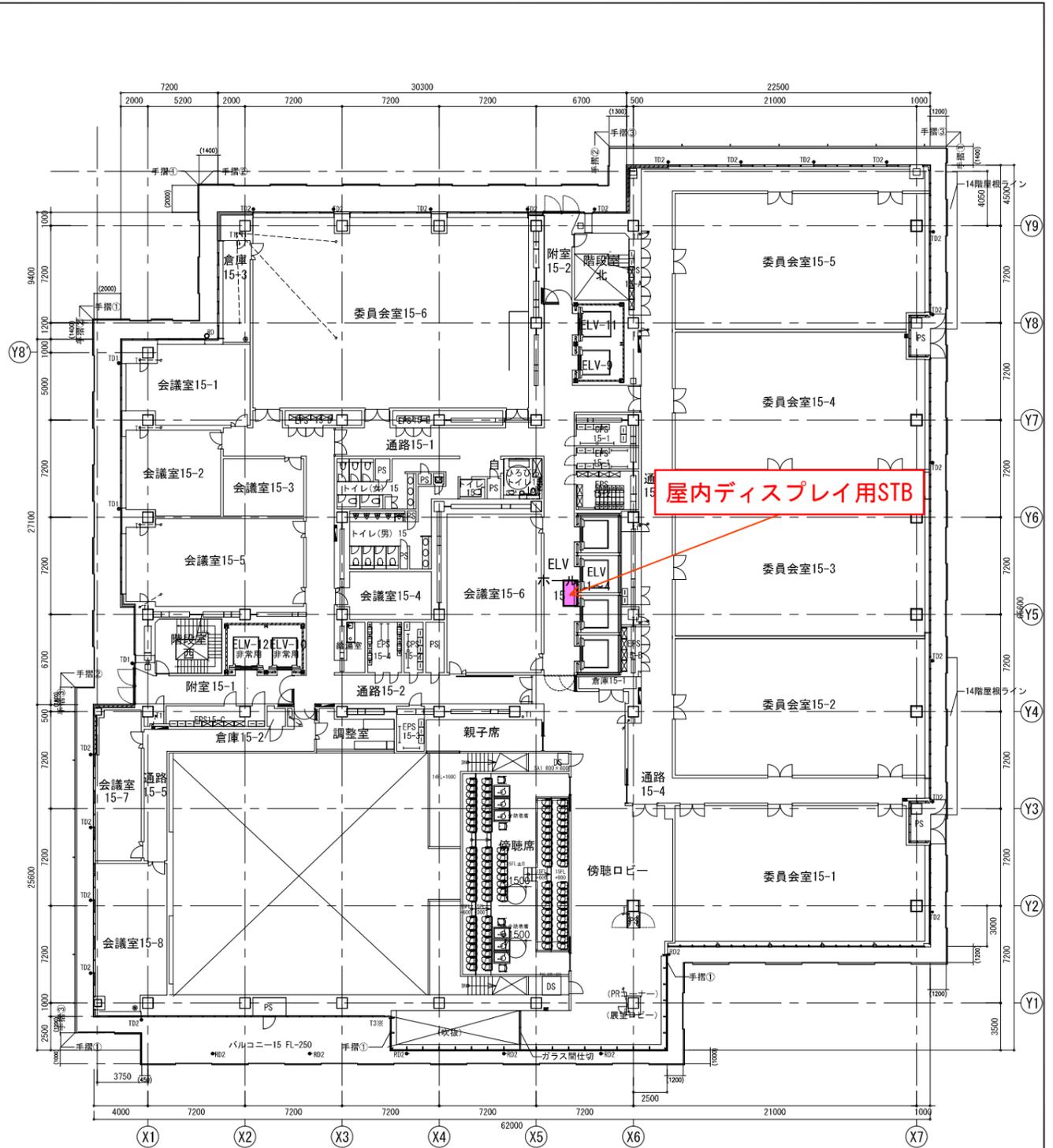
記号凡例	①	②	③
■ 壁埋込型消火器BOX	ステンレス製タラップ	○ 自動扉	
T 壁補 特記無き場合200φ(外側)・200φ(内側)	OF ← オーバーフロー管	● 消火器スタンド (別途工事)	
T1・TD1 壁補 アルミ製165φ TD: + 鉄製中継ドレイン	田 [受] 磁気石 (線走り部はφ600設置)	■ 屋内消火栓 ▲ は (消火器BOX付) (別途工事)	
T2・TD2 壁補 アルミ製114φ TD: + 鉄製中継ドレイン	RD 鉄製縦引H-7φレン N#1+7φ (既製品)特記無き場合200φ	○ 丸窓	
T3・TD3 壁補 アルミ製89φ TD: + 鉄製中継ドレイン	RD1 鉄製縦引H-7φレン N#1+7φ (既製品)75φ	☒ 化粧畳付マンホール (防臭タイプ) 600角SUSタラップ付	
欄干取付部の※マークは反元にて雨水開放を示す	RD2 鉄製縦引H-7φレン N#1+7φ (既製品)100φ	⊗ 鉄製マンホール 600φ (防臭タイプ) SUSタラップ付	
	RD3 鉄製縦引H-7φレン N#1+7φ (既製品)150φ		



参考図面



14階平面図

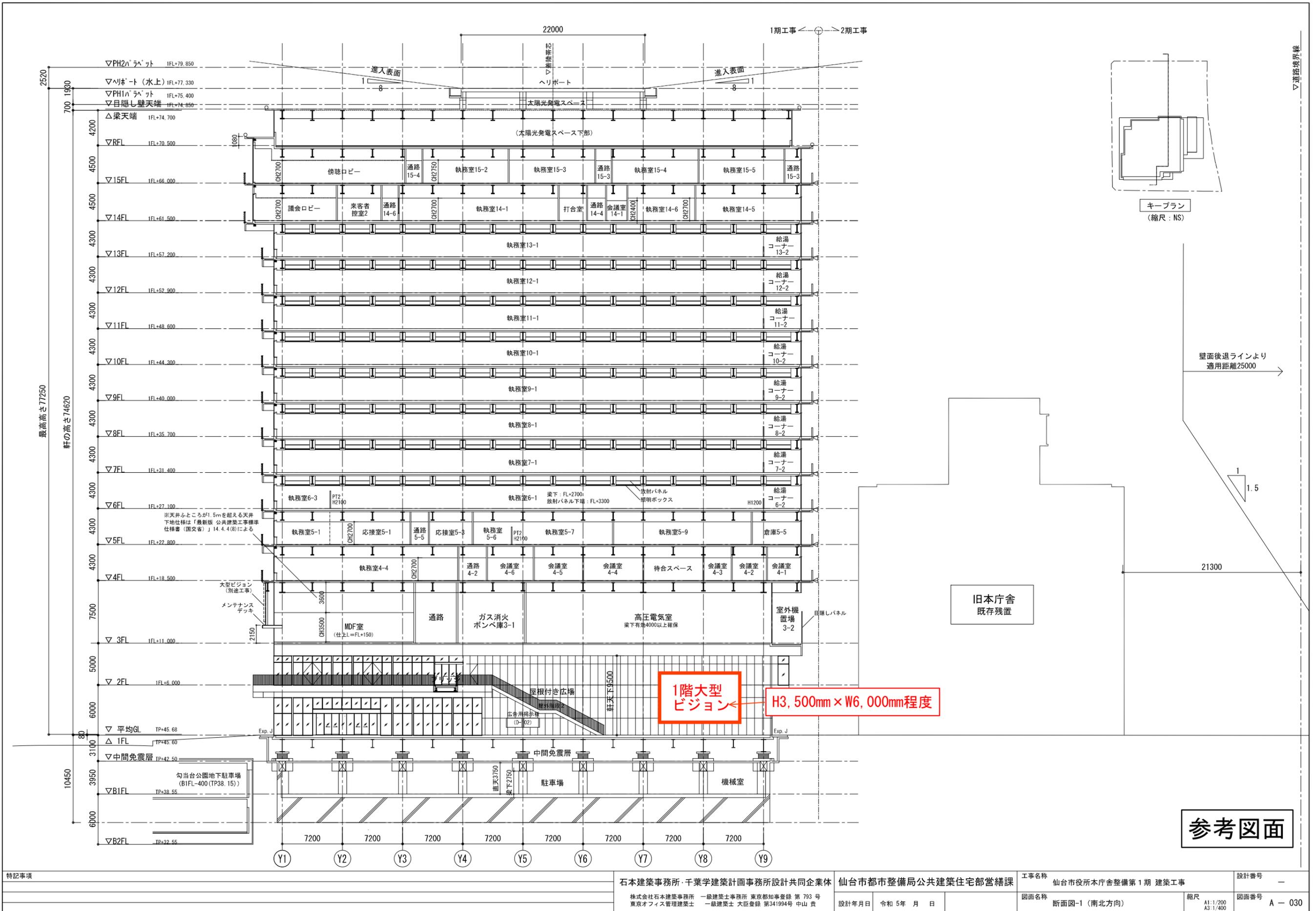


15階平面図

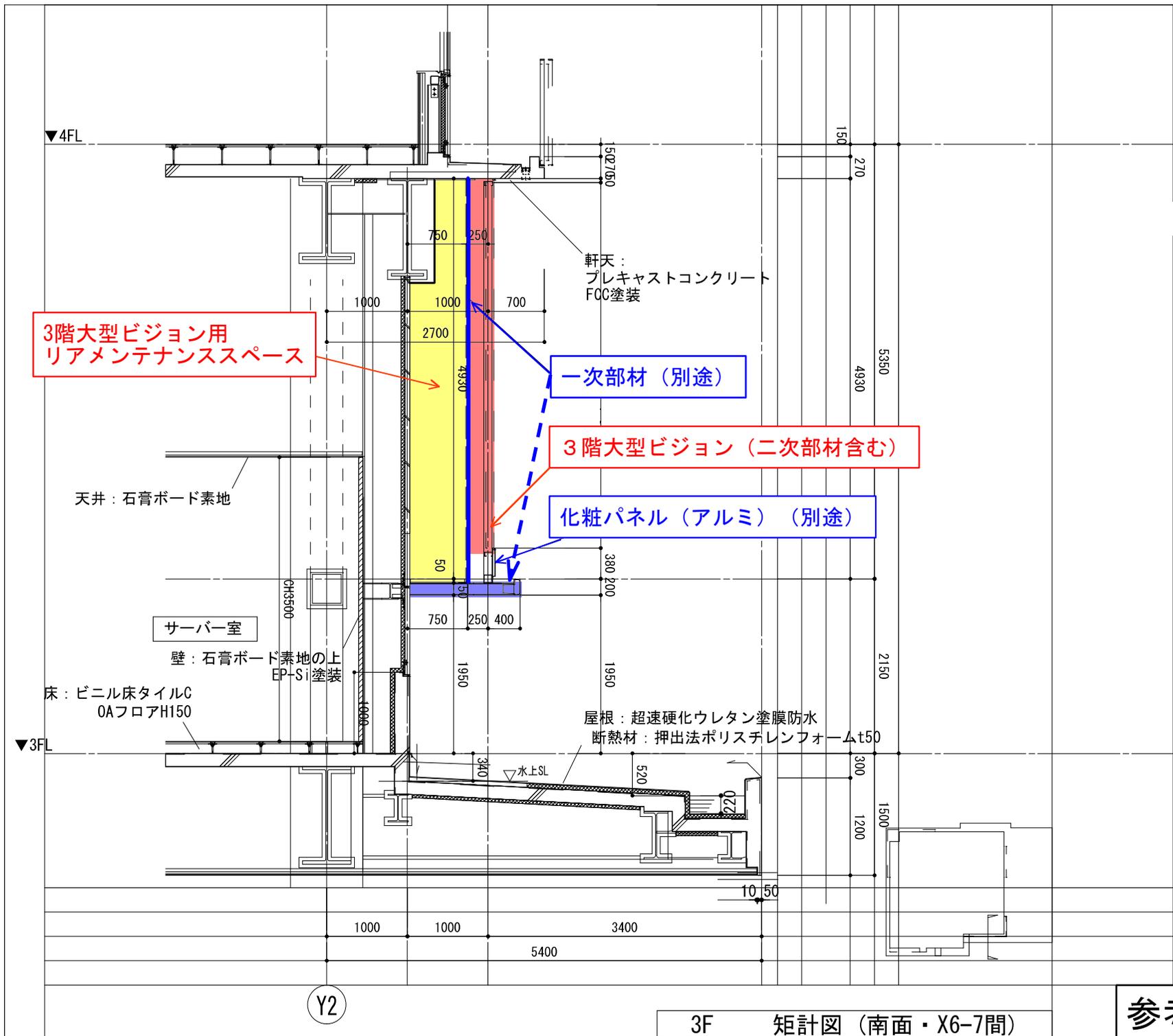
記号凡例	CT	ステンレス製タラップ	Ⓜ	自動扉
■ 壁埋込型消火器BOX	OF	オーバーフロー管	Ⓜ	消火器スタンド (別途工事)
T 壁埋込型特記埋込型200φ (外部)・200φ (内部)	田	種受石 (標準厚はφ600設置)	+	屋内消火栓 ▲は(消火器BOX付) (別途工事)
T1・TD1 壁埋込 アルミ製165φ TD: 鉄製製中継ドレイン	RD	鉄製製製引レドレン Nレドレン (既製品) 特記埋込型200φ	+	丸理
T2・TD2 壁埋込 アルミ製114φ TD: 鉄製製中継ドレイン	R01	鉄製製製引レドレン Nレドレン (既製品) 75φ	⊗	北経産付マンホール (防臭タイプ) 600角SUSタラップ付
T3・TD3 壁埋込 アルミ製89φ TD: 鉄製製中継ドレイン	R02	鉄製製製引レドレン Nレドレン (既製品) 100φ	⊗	鉄製製マンホール 600φ (防臭タイプ) SUSタラップ付
欄凡例右記の記号は足元にて雨水開放を示す	R03	鉄製製製引レドレン Nレドレン (既製品) 150φ		

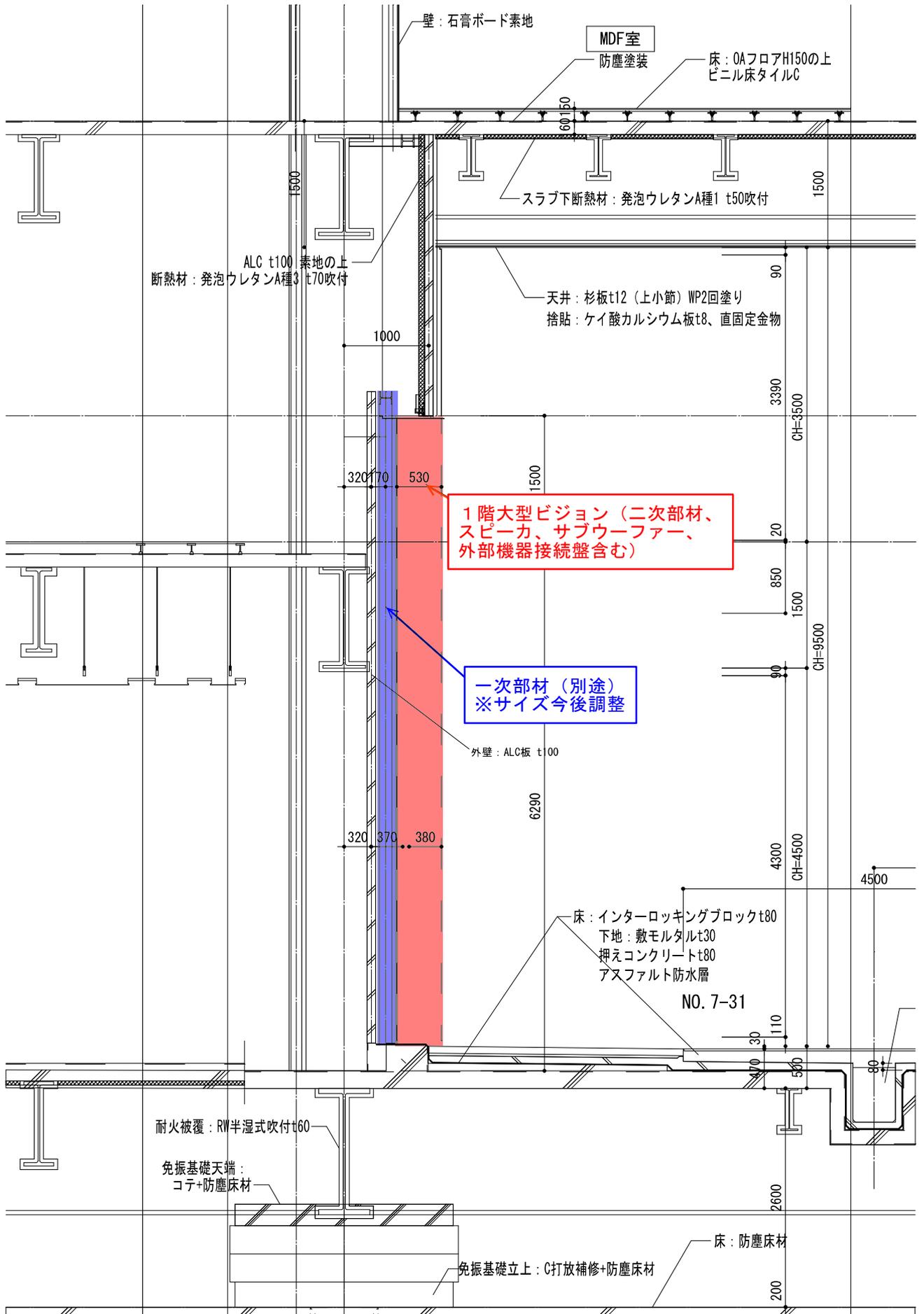


参考図面



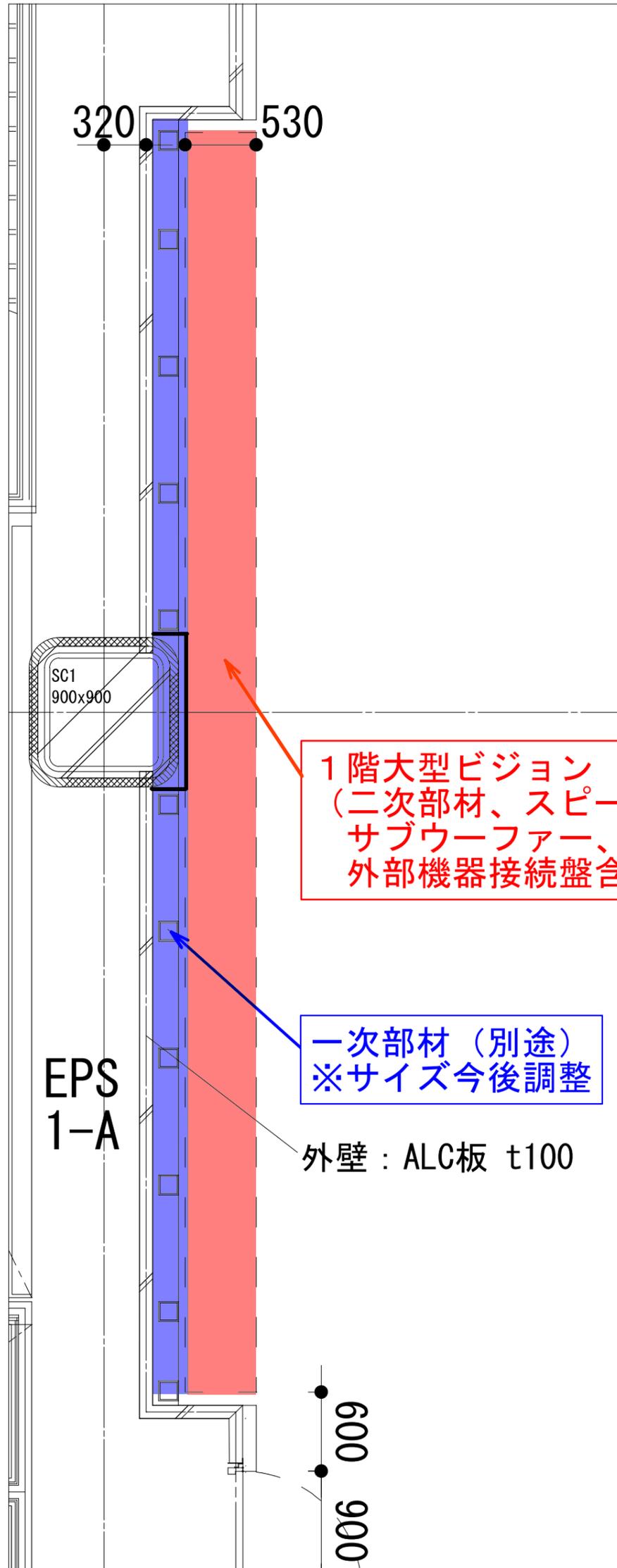
特記事項	石本建築事務所・千葉学建築計画事務所設計共同企業体	仙台市都市整備局公共建築住宅部営繕課	工事名称 仙台市役所本庁舎整備第1期 建築工事	設計番号 -
	株式会社石本建築事務所 一級建築士事務所 東京都知事登録 第793号 東京オフィス管理建築士 一級建築士 大臣登録 第341994号 中山 貴	設計年月日 令和5年 月 日	図面名称 断面図-1 (南北方向)	縮尺 A1:1/200 A3:1/400
				図面番号 A-030





参考図面

1F 矩計図



1階大型ビジョン
 (二次部材、スピーカ、
 サブウーファー、
 外部機器接続盤含む)

一次部材 (別途)
 ※サイズ今後調整

外壁: ALC板 t100

EPS
 1-A

1F 平面詳細図